

中小企業の会計

平成22年
指針改正
対応版

34問 34答



中小企業庁

は し が き

「経営力を強化するため、自社の経営の現状や課題を分析したい！」
「資金調達を容易にするため、金融機関からの信用を勝ち取りたい！」
「受注を拡大するため、取引先からの信用を勝ち取りたい！」

決算書は、これらすべての思いを実現するためのみなさまの武器となります。
経営分析力、資金調達力、受注拡大力の3つの力を強化するためには、決算書を正しい会計ルールに基づいて作成することが大前提なのです。

でも、「会計は難しいから……」と諦めていませんか？

そこで中小企業庁では、平成14年に「中小企業の会計に関する研究会」を主催し、中小企業にふさわしく、また、過重な負担とならない「中小企業の会計に関する研究会報告書」を作成、公表しました。

これを引き継ぐものとして、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会の民間4団体が、「中小企業の会計に関する指針」を作成して、平成17年8月に公表しました。同指針については、平成18年4月に会社法施行等に対応した改正を行い、以降も企業会計基準の見直しを踏まえた改正を実施しています。

この小冊子は、平成22年4月の指針の改正を受けて、従来の「中小企業の会計31問31答 平成21年指針改正対応版」を改正・充実したものです。決算書の基本的な見方や経営への役立て方、さらには、「中小企業の会計ツール集」も分かりやすく示しています。会計は難しいからと敬遠せず、会計をみなさまの武器とするために、この小冊子を活用してください。

平成22年7月改正 中小企業庁

キャラクター紹介



Dr.K



カイちゃん

会計の悩みを私が解決しちゃいます！



頼りにしているよカイちゃん

カメショウくん

社長

※ 本文中で「本指針」とは、「中小企業の会計に関する指針」（平成22年度改正版）をいいます。

※ 本文中で右記に挙げた囲みは「中小企業の会計に関する指針」の要点を抜粋したものです。



・株式会社は、会社法により、計算書類の作成が義務付けられている。
・「本指針」は、中小企業が、計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すものである。
・このため、中小企業は、本指針に拠り計算書類を作成することが推奨される。
・とりわけ、会計参与設置会社が計算書類を作成する際には、本指針に拠ることが適当である。
・このような目的に照らし、本指針は、一定の水準を保ったものとする。

※ 本文中の  マークがついた様式例は、下記のアドレスからダウンロードをすることができます。

http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/kaikei_tool.html

■ 「中小企業の会計」は、中小企業が拠ることが望ましい会計処理のあり方を示すものであり、義務付けられるものではありません。



I 「会計」を知ろう

- Q1. 会計とはどんなもので、なぜ必要なんですか? — p.04
- Q2. 会計はどんな場面で活用されるのですか? — p.05
- Q3. 会計の流れについて教えてください — p.06
- Q4. 中小企業のための会計があるって本当ですか? — p.07
- Q5. 決算書のしくみはどうなっているのですか? — p.08
- Q6. 「貸借対照表」とは何ですか? — p.09
- Q7. 「損益計算書」とは何ですか? — p.11
- Q8. 「株主資本等変動計算書」とは何ですか? — p.13
- Q9. 「個別注記表」とは何ですか? — p.15

II 「中小企業の会計に関する指針」の内容を個別に見てみよう

- Q10. 「金銭債権」は、どのように取り扱うのですか? — p.17
- Q11. 「貸倒損失・貸倒引当金」は、どのように取り扱うのですか? — p.19
- Q12. 「有価証券」は、どのように取り扱うのですか? — p.21
- Q13. 「棚卸資産」は、どのように取り扱うのですか? — p.23
- Q14. 「経過勘定等」は、どのように取り扱うのですか? — p.25
- Q15. 「固定資産」は、どのように取り扱うのですか? — p.26
- Q16. 「繰延資産」は、どのように取り扱うのですか? — p.29
- Q17. 「金銭債務」は、どのように取り扱うのですか? — p.30
- Q18. 「引当金」は、どのように取り扱うのですか? — p.31
- Q19. 「退職給付債務・退職給付引当金」は、どのように取り扱うのですか? — p.33
- Q20. 「税金費用・税金債務」は、どのように取り扱うのですか? — p.34
- Q21. 「税効果会計」は、どのように取り扱うのですか? — p.35
- Q22. 「純資産」は、どのように取り扱うのですか? — p.37
- Q23. 「収益・費用の計上」は、どのように取り扱うのですか? — p.39
- Q24. 「リース取引」は、どのように取り扱うのですか? — p.41
- Q25. 「外貨建取引等」は、どのように取り扱うのですか? — p.43
- Q26. 「組織再編の会計」は、どのように取り扱うのですか? — p.44
- Q27. 「決算公告」は、どのように取り扱うのですか? — p.45
- Q28. 「資産除去債務」は、どのように取り扱うのですか? — p.46



「中小企業の会計に関する指針」を事業に活かそう

Q29. 決算書の有効活用が会社を元気にするって本当ですか?—— p.48

Q30. 経営分析は、どのように行えばいいですか?—— p.49

Q31. 経営改善を行うには、どうすればいいですか?—— p.52

Q32. 資金繰り表とは、どのようなものですか?—— p.55

Q33. キャッシュ・フロー計算書とは何ですか?—— p.57

Q34. 事業計画書の作り方を教えてください—— p.59

● 経営お役立ち情報—— p.61

● 索引—— p.62

MEMO

このパンフレットの中で、のマークがついている様式例は、下記の中小企業庁のホームページからダウンロードすることができます。

http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/kaikei_tool.html

シート No.	ダウンロードできるツール	本冊子の対応ページ
①	貸借対照表の様式例	10ページ
②	損益計算書の様式例	12ページ
③	株主資本等変動計算書の様式例	14ページ
④	個別注記表の様式例	16ページ
⑤	代表的な経営指標（出力用）	49-51ページ
⑥	資金繰り表の様式例	56ページ
⑦	キャッシュ・フロー計算書の簡易作成ツール（出力用）	58ページ
⑧	キャッシュ・フロー計算書の簡易作成ツール（入力用）	58ページ
⑨	キャッシュ・フロー計算書の簡易作成ツールの入力の仕方	58ページ
⑩	事業計画書の様式例	60ページ

「中小企業の会計ツール集」はblankフォームになっているから、数値を入力するだけで誰でも簡単に書類作成ができます

特に「キャッシュ・フロー計算書」は、2期分の決算書を入力すれば自動的に作成ができるのよ。便利なツールを活用して、経営に役立ててみてね



I 「会計」を知ろう

Q1. 会計とはどんなもので、なぜ必要なんですか？

A. 会計は、会社の経営状況をお金（金額）というもので表現することです。そして、経営者が自社の経営成績や財政状態などを知るため、また、会社の経営状況を金融機関、取引先、税務署などの会社の外部者に説明したり、報告する上で必要になります。

<会計とは>

会社の経営状況

- 現金、預金
- 土地、建物
- 商品
- 借入金
- 売上
- 仕入れコスト
- 人件費 等

金額で表現

会計（決算書）



会計は、会社の現況を知るだけの資料ではなく、過去の資料と比較したり、将来の事業計画を作成するための資料としても活用できます。

会計（決算書）

自社のため

経営状況の把握
将来の事業計画に活用 等

外部者のため

経営状況の報告・説明



Q2. 会計はどんな場面で活用されるのですか？

A. 経営者は様々な場面で決算書の活用があり、提出を求められたりすることが多くなります。代表的なケースを紹介しましょう。

！ 決算書が必要なとき

① 自社の経営状態を把握する



- 自社の正確な経営状態や財政状態を把握したい
- 利益は出ていても、資金繰りがうまくいかずお金が足りない

② 取引先へ提出する



- 取引を新しく始める際、取引先から決算書の提出を求められた

③ 借入等のため金融機関へ提出する



- 事業拡大に伴い借入れをしようとしたら、銀行から決算書の提出を求められた

④ 税金の申告をするため決算書と申告書を作成する



- 法人税や消費税を計算し、決算書と申告書を税務署へ提出するように言われた
- 地方税等の申告書の提出も併せて行うために必要

！ 会計を知るとこんなことができる

① 会社の財政状態がわかります

貸借対照表(9ページ参照)を見ることにより、会社の財政状態がわかります。

② 会社の経営成績がわかります

損益計算書(11ページ参照)を見ることにより、会社の経営成績がわかります。

③ 会社の純資産の詳細がわかります

株主資本等変動計算書(13ページ参照)を見ることにより、純資産(自己資本)の詳細がわかります。

④ 会社の会計上の補足情報がわかります

個別注記表(15ページ参照)を見ることにより、会計方針等の会計の補足情報がわかります。

⑤ 会社の経営分析ができます

いろいろな指標を使って会社の状況を多角的に把握できます(49ページ参照)。

⑥ 会社のお金の流れがわかります

キャッシュ・フロー計算書(57ページ参照)を見ることにより、会社のお金の流れがわかります。

⑦ 会社の目標を具体化できます

事業計画書(59ページ参照)を作成することにより、会社の目標や成長戦略を具体化できます。



Q3. 会計の流れについて教えてください

A. 日々の事業活動を記録して決算作業を行った後に、決算書を作成します。

! 会計の流れ

(1) 日々の事業活動の記録（記帳）

毎日の事業活動を記録します。その資料として下記の主な作業が必要です。

- 伝票、現金出納帳や預金出納帳を作成し、お金の管理をします。
- 売上や仕入れの計算をし、管理します。
- 経費の支払を管理します。



経営成績や財政状態を正しく計算するためには、日々の経済活動を会計のルールに従って記録することが必要です。取引の記録漏れがないようにしたり、請求書や領収書等の証明書類を保管しておくことも重要です。

(2) 決算作業

正しい経営成績や財政状態を計算するための修正・整理の処理をします。



会社の事業活動は絶え間なく行われますが、一定の期間（通常1年）を区切って集計することで、会社の経営成績と財政状態が把握できます。

(3) 決算書の作成

決算書とは、会社の経営状況を外部の必要な人たちに報告するためにも利用されます。そのために、誰もが一定の共通認識で内容を把握できるように様式ルールが決められています。





中小企業のための会計があるって本当ですか？

A. 本当です。中小企業の会計のガイドラインを「中小企業の会計に関する指針」といいます。大会社のための会計とは異なり、中小企業の立場でつくられています。



- ・株式会社は、会社法により、計算書類の作成が義務付けられている。
- ・中小企業の会計に関する指針（以下「本指針」）は、中小企業が、計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すものである。
- ・このため、中小企業は、本指針に拠り計算書類を作成することが推奨される。とりわけ、会計参与設置会社が計算書類を作成する際には、本指針に拠ることが適当である。
- ・このような目的に照らし、本指針は、一定の水準を保ったものとする。

<中小企業の会計とは>

中小企業の会計とは、中小企業の実態を考慮した簡便的な方法でつくられたものです。そして中小企業の会計は、適時に正確な会計帳簿の作成と計算書類（株式会社にあつては、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）の作成が義務付けられています。

中小企業のための会計

とは

信用力のある
決算書を作成すること

↓ そうすることにより

対外的信用を得られ、
自社の分析にも有利



中小企業の会計で対象となる会社

「本指針」の対象となっている会社は次の通りです。

- 株式会社（下記の①②を除く）
- ①金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社
- ②会計監査人を設置する会社及びその子会社

本指針に拠ることが推奨されている会社もあります

- 特例有限会社
- 合名会社
- 合資会社又は合同会社



Q5. 決算書のしくみはどうなっているのですか？

A. 決算書とは、一定期間（通常一年）における会社の経営成績や、財務状態を明らかにしたものです。

！ 決算書の種類

株式会社は決算の際に、「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」の4種類の計算書類と、「事業報告書」や「附属明細書」という附属書類を作成しなければなりません。

計算書類

1. 貸借対照表 (B/S) (9ページ参照)

財政状態

会社にどんな財産がどのくらいあるのか。そして資金調達はどのように行ったのかがわかります。

資産、負債、
純資産の状態

2. 損益計算書 (P/L) (11ページ参照)

経営成績

当期の利益が明らかにされています。どのくらい儲かったのかが一目瞭然です。

収益から費用を
引いたものが利益

3. 株主資本等変動 計算書 (13ページ参照)

純資産の増減

純資産の部に記載される、株主資本などの変動の内訳が一覧で記載されています。

4. 個別注記表 (15ページ参照)

決算書を読む際の 注意事項

決算書を読む際に、どんな点に注意しなければいけないかが書かれています。

附属書類

事業報告書

会計以外の会社の状況

附属明細書

計算書類等をより詳細に記載したもの

(会社法の計算書類には含みません)



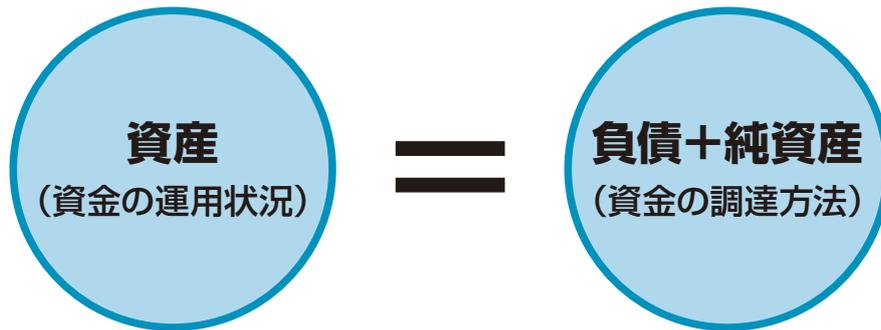
計算書類と
附属書類がきちんと
記載してあると
金融機関等は
喜ぶよ

Q6. 「貸借対照表」とは何ですか？

A. 貸借対照表とは、決算日時点での会社の財政状態を表す計算書類であり、英語の「Balance Sheet (バランスシート)」を略して「B/S」とも呼ばれています。

！ 貸借対照表のしくみ

貸借対照表における財政状態とは、会社の資金の調達状況（お金の出どころ）と、その運用状況（お金の使い道）のことです。貸借対照表は、資産、負債、純資産から構成され、調達状況は右側に、運用状況は左側に書かれていて左右は一致します。



<貸借対照表>

<p>資 産</p> <p>I. 流動資産</p> <p>II. 固定資産</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 有形固定資産</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 無形固定資産</p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 投資その他の資産</p> <p>III. 繰延資産</p>	<p>負 債</p> <p>I. 流動負債</p> <p>II. 固定負債</p> <hr/> <p>純資産</p> <p>I. 株主資本</p> <p>II. 評価・換算差額等</p> <p>III. 新株予約権</p>
--	---

資産運用の仕方をあらわしており、会社の財産にあたります。

借入等により調達されたもの。他人資本ともいいます。

株主等から集めた資本と会社の利益。自己資本ともいいます。



！ 貸借対照表の様式例



貸借対照表
(平成〇〇年〇月〇日現在) (単位:百万円)

項目	金額	項目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産		I 流動負債	
現金及び預金	〇〇	支払手形	〇〇
受取手形	〇〇	買掛金	〇〇
売掛金	〇〇	短期借入金	〇〇
有価証券	〇〇	未払金	〇〇
製品及び商品	〇〇	リース債務	〇〇
短期貸付金	〇〇	未払法人税等	〇〇
前払費用	〇〇	賞与引当金	〇〇
繰延税金資産	〇〇	繰延税金負債	〇〇
その他	〇〇	その他	〇〇
貸倒引当金	△ 〇	流動負債合計	〇〇〇
流動資産合計	〇〇〇	II 固定負債	
II 固定資産		社債	〇〇
(有形固定資産)		長期借入金	〇〇
建物	〇〇	リース債務	〇〇
構築物	〇〇	退職給付引当金	〇〇
機械及び装置	〇〇	繰延税金負債	〇〇
工具、器具及び備品	〇〇	その他	〇〇
リース資産	〇〇	固定負債合計	〇〇〇
土地	〇〇	負債合計	〇〇
建設仮勘定	〇〇	(純資産の部)	
その他	〇〇	I 株主資本	
(無形固定資産)		資本金	A
ソフトウェア	〇〇	資本剰余金	
のれん	〇〇	資本準備金	B
その他	〇〇	その他資本剰余金	C
(投資その他の資産)		資本剰余金合計	D
関係会社株式	〇〇	利益剰余金	
投資有価証券	〇〇	利益準備金	E
出資金	〇〇	その他利益剰余金	〇〇
長期貸付金	〇〇	××積立金	F
長期前払費用	〇〇	繰越利益剰余金	G
繰延税金資産	〇〇	利益剰余金合計	H
その他	〇〇	自己株式	△ I
貸倒引当金	△ 〇	株主資本合計	J
固定資産合計	〇〇〇	II 評価・換算差額等	
III 繰延資産	〇〇	その他有価証券評価差額金	K
		評価・換算差額等合計	L
		III 新株予約権	M
		純資産合計	N
資産合計	〇〇〇	負債・純資産合計	〇〇〇

(注1) この貸借対照表の様式例は、項目の名称については一般的なものを例示しており、企業の実態に応じてより適切に表示すると判断される場合には、項目の名称の変更又は項目の追加を妨げるものではありません。
 (注2) 貸借対照表のA～Nの各項目の金額は、株主資本等変動計算書(14ページ参照)の各「当期末残高」欄の金額と一致します。

Q7. 「損益計算書」とは何ですか？

- A. 損益計算書とは、経営者がどれだけうまく会社を運営したかを評価するものです。企業の一会計期間内に、いくら儲かったのかを表す計算書類で、英語の「Profit & Loss Statement」を略して、「P/L」とも呼ばれています。

！ 損益計算書のしくみ

損益計算書は、収益（売上等）から費用（経費等）を差し引いて、利益を計算したものです。企業の経営成績を判断するのに有用で、式にすると次のようになります。



$$\text{収益} - \text{費用} = \text{利益}$$

損益計算書で計算される利益は、手元のお金とは異なります。まだ回収していない売上も収益となるので、「実際にはお金がないのに利益は出ている」などということもあります。



カイちゃん、利益にもいろいろと種類があるって聞いたけど、どんなものがあるの？



利益は5つに分かれているのよ。次のページで詳しくみてみましょう

売上総利益	企業の基本的な収益力を示す利益のこと
営業利益	企業本来の営業活動で生じた利益のこと
経常利益	企業の経常的な活動から生じた利益のこと
税引前当期純利益	企業の最終的な税金を控除する前の利益のこと
当期純利益	企業の最終的な利益のこと



損益計算書の様式例

損益計算書

自平成〇〇年〇月〇日
至平成〇〇年〇月〇日

(単位:百万円)

見方

見方

営業利益

【主たる営業活動で稼いだ利益】

売上総利益－販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は、会社の販売活動や管理等に係る費用をいいます。その差額の営業利益は企業本来の営業活動から生じた利益を示します。

★販売費及び一般管理費には、従業員給与・旅費交通費・消耗品費等があります。

税引前当期純利益

【臨時的で特別な損益を加味した法人税等の税金を控除する前の利益】

経常利益＋特別利益－特別損失

特別利益は、本来の営業活動以外で臨時的に発生した収益を示すものです。特別損失は、本来の営業活動以外で臨時的に発生した費用を示します。その結果としての税引前当期純利益は、企業の最終的な税金を控除する前の利益を示します。

★特別利益・特別損失には、投資有価証券売却損益・固定資産売却損益等があります。

売上総利益

【売上高から売上原価を差し引いた大枠での利益】

売上高－売上原価

売上高は、商品や製品等を販売したりサービスを提供したりというように、企業の主たる営業活動から発生する収入です。売上原価は、その売上高に対応する原価です。その差額の売上総利益は、いわゆる粗利益といわれ、企業の基本的な収益力を示します。

経常利益

【経常的に発生する財務取引等も加味した利益】

営業利益＋営業外収益－営業外費用

営業外収益は、本来の営業活動以外から発生した収益をいいます。営業外費用は、本来の営業活動以外に要した費用のことです。その結果としての経常利益は企業の経常的な活動から生じた利益を示します。

★営業外収益には受取利息・受取配当金・雑収入等・営業外費用には、支払利息・雑支出等があります。

当期純利益

【法人税等の税金等を控除した後の最終的な利益】

税引前当期純利益－法人税等

法人税等は、利益に課税される法人税、住民税及び事業税をいいます。その差額の当期純利益は、企業の最終的な利益です。

項目	金額
売上高	〇〇〇
売上原価	〇〇〇
売上総利益	〇〇〇
販売費及び一般管理費	〇〇〇
営業利益	〇〇
営業外収益	
受取利息	〇〇
受取配当金	〇〇
雑収入	〇〇
営業外収益合計	〇〇
営業外費用	
支払利息	〇〇
手形譲渡損	〇〇
雑支出	〇〇
営業外費用合計	〇〇
経常利益	〇〇
特別利益	
固定資産売却益	〇〇
投資有価証券売却益	〇〇
前期損益修正益	〇〇
特別利益合計	〇〇
特別損失	
固定資産売却損	〇〇
減損損失	〇〇
災害による損失	〇〇
特別損失合計	〇〇
税引前当期純利益	〇〇
法人税、住民税及び事業税	〇〇
法人税等調整額	〇〇
当期純利益	Q

(注1) この損益計算書の様式例は、項目の名称については一般的なものを例示しており、企業の実態に応じてより適切に表示すると判断される場合には、項目の名称の変更又は項目の追加を妨げるものではありません。

(注2) 損益計算書のQの項目の金額は、株主資本等変動計算書(14ページ参照)の「繰越利益剰余金」の項目の「当期純利益」欄の金額と一致します。



Q8. 「株主資本等変動計算書」とは何ですか？

A. 株主資本等変動計算書とは、一会計期間における貸借対照表の純資産の部の増減を表した計算書類で、貸借対照表の純資産の部の内訳表とみることもできます。

株主資本等変動計算書でわかること

株主資本等変動計算書は、貸借対照表や損益計算書と深いかかわりを持っています。次の表でその関連性を見ていきましょう。

前期の
貸借対照表

資産	負債
	純資産

貸借対照表の
純資産の部と項目が同じ

株主資本等変動計算書

項目	株主資本	株主資本以外	合計
前期末残高			
当期変動額			
		当期純利益	
当期末残高			

当期の
貸借対照表

資産	負債
	純資産

当期末純資産の
部の合計と一致

当期の
損益計算書

費用	収益
当期純利益	

これは
覚えておいた方が
いいんだね



株主資本等変動計算書の様式例



株主資本等変動計算書

自平成〇〇年〇月〇日
至平成〇〇年〇月〇日

(単位:百万円)

	株主資本									評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己 株式	株主 資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・換算 差額等 合計			
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金 ×× 積立金	繰越利益 剰余金							利益 剰余金 合計
前期末残高	〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	△〇〇	〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
当期変動額														
新株の発行	〇〇	〇〇〇		〇〇〇						〇〇				〇〇〇
剰余金の 配当							△〇〇	△〇〇		△〇〇				△〇〇
剰余金の配 当に伴う利 益準備金の 積立て					〇〇〇		△〇〇〇	〇〇〇		〇〇				〇〇〇
当期純利益							〇	〇〇〇		〇〇				〇〇〇
自己株式の 処分									〇〇	〇〇				〇〇〇
×××××														
株主資本以 外の項目の 当期変動額 (純額)											〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
当期変動額 合計	〇〇	〇〇〇	-	〇〇〇	〇〇〇	-	〇〇〇	〇〇〇	〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
当期末残高	A	B	C	D	E	F	G	H	△I	J	K	L	M	N

(注) A～Qの金額はそれぞれ貸借対照表(10ページ参照)、損益計算書(12ページ参照)の各項目の金額と一致します。



Q9. 「個別注記表」とは何ですか？

A. 注記とは、決算書を読む際に参考となる情報などを補足するもので、これらを一覧にしたものが、個別注記表です。重要な会計方針に関する注記等、決算書を読む際のヒントがたくさん詰まっています。



会社計算規則では、重要な会計方針に係る事項に関する注記等の項目に区分して、個別注記表を表示するよう要求されており、かつ、それら以外でも貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項は注記しなければならないとしている。したがって、これらの規則に従い注記を行うことが必要である。



たとえば、会計上の利益は収益と費用の差額で計算をしますが(損益計算書:11ページ参照)、いつの時点で売上を計上するかによって、利益も変わります。16ページの例では、棚卸資産の評価方法を変更しておりますが、棚卸資産の評価方法は複数認められています(23ページ参照)。棚卸資産は期末の在庫ですから、売上の原価となりません。在庫がいくらかによって仕入額が変わり、利益額も変動します。そのため売上や仕入の事実には変動がないのに、棚卸資産の評価方法を変更することで利益額が変動してしまうことがあります。これは当期の業績を把握するにあたり、誤解を与えてしまうことにもなりかねません。よって、会計方針を変更したときには、どんな方法に変更し、その影響について記載しておけば、誤解されることはありません。

会社形態による必要注記項目

改正

会計監査人設置会社以外の株式会社(公開会社を除く)の個別注記表(①)や会計監査人設置会社以外の公開会社の個別注記表(②)については、以下の表のとおり注記を要しない項目が規定されています。

(注記を要求される項目/○、注記を要求されない項目/×)

項目	①	②
継続企業の前提に関する注記	×	×
重要な会計方針に係る事項に関する注記	○	○
貸借対照表に関する注記	×	○
損益計算書に関する注記	×	○
株主資本等変動計算書に関する注記	○	○
税効果会計に関する注記	×	○
リースにより使用する固定資産に関する注記	×	○
金融商品に関する注記	×	○
賃貸等不動産に関する注記	×	○
持分法損益等に関する注記	×	×
関連当事者との取引に関する注記	×	○
一株当たり情報に関する注記	×	○
重要な後発事象に関する注記	×	○
連結配当規制適用会社に関する注記	×	×
その他の注記	○	○

様式例にある例示を全部入れるのは大変すぎるよ〜。カイちゃん

自分でつくるのは大変そうだなあ

大丈夫。本指針が適用される中小企業等は、次のような注記を入れておけばOKよ

- ① 重要な会計方針に係る事項に関する注記。
例：資産の評価基準等
- ② 株主資本等変動計算書に関する注記。
例：事業年度末日の発行済株式の数等
- ③ その他の注記

個別注記表の様式例



個別注記表

自平成〇〇年〇月〇日 至平成〇〇年〇月〇日

1. この計算書類は、「中小企業の会計に関する指針」によって作成しています。
2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ア 時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定しています）
 - イ 時価のないもの
移動平均法による原価法
 - ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。ただし、原材料は最終仕入原価法を採用しています。（会計方針の変更）
従来商品については最終仕入原価法による原価法を採用していましたが、当期から総平均法による原価法に変更しました。この変更による影響は軽微です。
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産
定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）は定額法）を採用しています。
 - ② 無形固定資産
定額法を採用しています。
 - (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しています。
賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末要支給額により計上しています。
 - (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項
 - ① リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
なお、未経過リース料総額は、×××千円であります。
 - ② 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式（又は税込方式）によっています。
3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	×××千円
----------------	-------
4. 株主資本等変動計算書に関する注記
 - (1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数
 - (2) 当該事業年度の末日における自己株式の数
 - (3) 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
 - ① 平成〇〇年〇月〇日の定時株主総会において、次の通り決議されました。

配当金の総額	〇〇円
配当の原資	利益剰余金
一株当たりの配当額	〇円〇〇銭
基準日	平成〇〇年〇月〇日
効力発生日	平成〇〇年〇月〇日
 - ② 当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項
 - ① 平成〇〇年〇月〇日開催予定の定時株主総会において、次の通り決議を予定しております。

配当金の総額	〇〇円
配当の原資	利益剰余金
一株当たりの配当額	〇円〇〇銭
基準日	平成〇〇年〇月〇日
効力発生日	平成〇〇年〇月〇日
5. 重要な後発事象に関する注記

平成×年×月×日開催の取締役会において、〇〇〇を決議いたしました。
これによる影響額は、×××千円であります。

上記の通り報告いたします。
平成〇〇年〇月〇日
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

II

「中小企業の会計に関する指針」の内容を個別に見てみよう

1 金銭債権

Q10 「金銭債権」は、どのように取り扱うのですか？

金銭債権は原則として取得価額で処理します

A. 金銭債権とは、金銭の給付を目的とする債権のことを指し、「預金」、「受取手形」、「売掛金」、「貸付金」などを含まます。



- ・金銭債権には、その取得価額を付す。
- ・金銭債権の取得価額が債権金額と異なる場合は、取得価額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額とする。

手形の割引又は裏書及び金融機関等による金銭債権の買取りは、金銭債権の譲渡に該当します。したがって、手形割引等に、手形譲渡損が計上されます。



償却原価法とは、金融資産を債権額と異なる金額で計上した場合において、当該差額に相当する金額を弁済期に至るまで毎期一定の方法で取得価額に加減する方法をいいます。

取得価額と債権金額との差額

原則

取得価額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定。

例外

取得価額と債権金額との差額に重要性が乏しい場合には、決済時点において差額を損益として認識することもできる。

！ 会計処理のポイント

(1) 一般的な金銭債権

- ① 原則的な処理 ⇒ 金銭債権の評価額は、その取得価額をもって処理します。
- ② 取得価額が債権金額と異なる債権 ⇒ 債権の支払日までの金利を反映して、債権金額と異なる価額で債権を取得したときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とします。

例) H20年期末に、5年後1000円で弁済を受ける金銭債権を500円で取得した場合

取得額	500円	H20年
評価額	600円	H21年
評価額	700円	H22年
評価額	800円	H23年
評価額	900円	H24年
評価額	1000円	H25年

(2) 市場価格のある金銭債権

時価又は適正な価格をもって貸借対照表価額とし、評価差額は、当期の損益として処理することができます。

(3) デリバティブ取引による債権

デリバティブ取引によって生じる正味の債権及び債務は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は、当期の損益として処理します。ただし、ヘッジ目的でデリバティブ取引を行った場合、ヘッジ対象資産に譲渡等の事実がなく、かつ、そのデリバティブ取引がヘッジ対象資産に係る損失発生へのヘッジに有効である限り、その損益の繰延べが認められます。

デリバティブ

原則

デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理。

例外

ヘッジ目的でデリバティブ取引を行った場合、ヘッジ対象資産に譲渡等の事実がなく、かつ、そのデリバティブ取引がヘッジ対象資産に係る損失発生へのヘッジに有効である限り、損益の繰延べが認められる。

！ 会計書類の表示のポイント

貸借対照表上の表示は次の通りです。

区 分	内 容	表示箇所
営業上の債権	・受取手形、売掛金、その他の営業取引によって生じた金銭債権	流動資産
	・破産債権等で事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に弁済を受けることができないことが明らかなもの	投資その他の資産
営業上の債権以外の債権	・事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に現金化できると認められるもの	流動資産
	・上記以外のもの	投資その他の資産
関係会社に対する金銭債権	関係会社に対する金銭債権 (注) 関係会社とは親会社、子会社、および関連会社をいいます	①その項目ごとの金銭債権と区分して表示 ②一括して表示する場合には注記が必要

貸借対照表の表示例

① 関係会社の債権を区分表示する場合

(資産の部)		(負債の部)
I. 流動資産		
短期貸付金	100,000円	・
関係会社短期貸付金	50,000円	・
・		・
・		・
II. 固定資産 (投資その他の資産)		
長期貸付金	200,000円	・
関係会社長期貸付金	100,000円	・
・		・
・		・

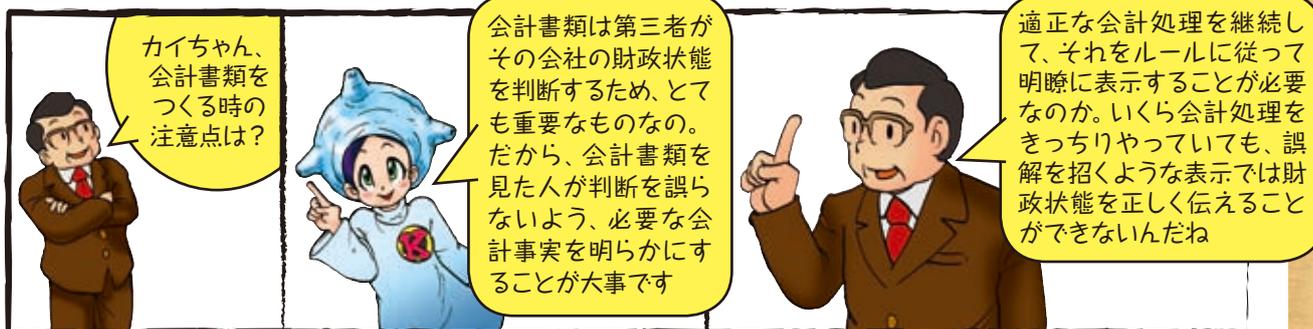
② 関係会社の債権を一括表示する場合

(資産の部)		(負債の部)
I. 流動資産		
短期貸付金	150,000円	・
・		・
・		・
II. 固定資産 (投資その他の資産)		
長期貸付金	300,000円	・
・		・
・		・

又は

(注) 関係会社に対する金銭債権
短期貸付金 50,000円
長期貸付金 100,000円

<会計書類を作成する上で大事なこと>



2 貸倒損失・貸倒引当金

Q11 「貸倒損失・貸倒引当金」は、どのように取り扱うのですか？

貸倒損失・貸倒引当金の処理の違いは、損失か貸倒れのおそれがあるかで判断

A. 「貸倒損失」とは、金銭債権が明らかに回収できない場合の回収不能による損失をいい、「貸倒引当金」とは、決算日において翌期以降その金銭債権に貸倒れのおそれがある場合、その見込み額を引当て計上したものをいいます。

貸倒損失



法的に債権が消滅した場合のほか、回収不能な債権がある場合は、その金額を貸倒損失として計上し、債権金額から控除しなければならない。



「法的に債権が消滅した場合」 = 会社更生法による更生計画又は民事再生法による再生計画の認可が決定されたことにより債権の一部が切り捨てられることとなった場合等
 「回収不能な債権がある場合」 = 債務者の財政状態及び支払能力から見て債権の全額が回収できないことが明らかである場合

⇒ 貸倒損失を計上

(注) 回収不能な債権の場合は債権の一部ではなく全額回収できない場合となります。

表示のポイント

損益計算書上の表示は次の通りです。

- ① 営業上の取引に基づいて発生した債権に対するもの → 販売費
- ② ①、③以外のもの → 営業外費用
- ③ 臨時かつ巨額のもの → 特別損失

貸倒引当金



- (1) 金銭債権について、取立不能のおそれがある場合には、取立不能見込額を貸倒引当金として計上しなければならない。
- (2) 取立不能見込額については、債権の区分に応じて算定する。財政状態に重大な問題が生じている債務者に対する金銭債権については、個別の債権ごとに評価する。
- (3) 財政状態に重大な問題が生じていない債務者に対する金銭債権に対する取立不能見込額は、それらの債権を一括して又は債権の種類ごとに、過去の貸倒実績率等合理的な基準により算定する。
- (4) 法人税法における貸倒引当金の繰入限度額相当額が取立不能見込額を明らかに下回っている場合を除き、その繰入限度額相当額を貸倒引当金に計上することができる。

貸倒引当金の区分および算定



取立不能見込額は、債権者の財政状態及び経営成績に応じて区分し、算定する。財政状態に重大な問題が生じていない債務者に対する金銭債権に対する取立不能見込額は、それらの債権を一括して又は債権の種類ごとに、過去の貸倒実績率等合理的な基準より算定する。



法人税法の区分に基づいて算定される貸倒引当金繰入限度額が明らかに取立不能見込額に満たない場合を除き、繰入限度額相当額をもって貸倒引当金とすることができる。



本指針の内容を整理すると下記の表のようになります。実際に会計処理をする場合、「貸倒引当金」は相手の状況に応じて「一般債権」「貸倒懸念債権」「破産更正債権等」の3つに分けて適切に評価することがポイントとなっています。

！ 会計処理のポイント

<取立不能見込額の区分表示>

区 分	定 義	算定方法
一般債権	経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権	債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等の合理的な基準により算定する（貸倒実績率法）
貸倒懸念債権	経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権	原則として、債権金額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して算定する
破産更生債権等	経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権	債権金額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を取立不能額とする



- ・「一般債権」とは、通常の債権のことで、貸倒れの危険性が少ないことから、過去の貸倒れの実績を基準に引当金を計上します。
- ・「貸倒懸念債権」とは、業績が悪化した相手先に対する債権で、この場合はその相手の財政状態などを考慮し、実際にいくら回収できるかを見込んで引当金を計上します。
- ・「破産更生債権等」とは、実質的に倒産している相手先に対する債権ですから、担保などで回収できる分を除いた全額を、引当金として計上します。

！ 表示のポイント

(1) 貸借対照表上の表示

原則

対象となった項目ごとに控除形式で表示します。

その他の表示方法

- ① 流動資産又は投資その他の資産から一括して控除形式で表示します。
- ② 対象となった項目から直接控除して注記します。

(2) 損益計算書上の表示

貸倒引当金の繰入、戻入（取崩し）は債権の区分ごとに行います。

当期に直接償却により債権額と相殺した後、貸倒引当金に期末残高があるときは、これを当期繰入額と相殺します。

繰入額の方が
多い場合

その差額を貸倒引当金繰入額として、次の通り表示します。

- ① 営業上の取引に基づいて発生した債権に対するもの…販売費
- ② ①、③以外のもの……………営業外費用
- ③ 臨時かつ巨額のもの……………特別損失

取崩額の方が
多い場合

その取崩差額を特別利益に計上します。

3 有価証券

Q12. 「有価証券」は、どのように取り扱うのですか？

有価証券は、会社が保有する目的によって会計処理が異なります

A. 有価証券とは、一般には私法上の財産権を表象する証券をいい、小切手、手形、株券や債券などをいいますが、会計上の有価証券の範囲はそれよりも範囲が狭く、小切手や手形の貨幣証券を除いた株券、債券、投資信託等をいいます。どういう目的でその有価証券を購入したかという保有目的の観点から4つに分類し、それぞれに応じた会計処理を行います。



・有価証券(株式、債券、投資信託等)は、保有目的の観点から、以下の4つに分類し、原則として、それぞれの分類に応じた評価を行う。

- (1) 売買目的有価証券
- (2) 満期保有目的の債券
- (3) 子会社株式及び関連会社株式
- (4) その他有価証券

・有価証券は、「売買目的有価証券」に該当する場合を除き、取得原価をもって貸借対照表価額とすることができる。ただし、「その他有価証券」に該当する市場価格のある株式を多額に保有している場合には、当該有価証券を時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額(税効果考慮後の額)は純資産の部に計上する。

・市場価格のある有価証券を取得原価で貸借対照表に計上する場合であっても、時価が著しく下落したときは、将来回復の見込みがある場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は特別損失に計上する。

有価証券の取得価額…有価証券の取得時における付随費用(支払手数料等)は、取得した有価証券の取得価額に含める。なお、期末に保有している有価証券を時価評価する場合、その時価には取得または売却に要する付随費用は含めない。

有価証券の分類	原則 有価証券は保有目的等の観点から、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券の4つに分類。	例外 売買目的有価証券とその他の有価証券との区分を法人税法の規定に従って分類することも認められる。
満期保有目的の債券	原則 取得原価。	例外 取得価額と債券金額の差額が金利の調整と認められるときは、償却原価法により処理。
市場価格のあるその他有価証券	原則 時価評価。	例外 保有額が多額でない場合には、取得原価。
市場価格のないその他有価証券	原則 取得原価。	例外 債券について、取得価額と債券金額の差額が金利の調整と認められるときは、償却原価法により処理。

<有価証券の区分ごとの処理方法>

分類	貸借対照表価額	評価差額
売買目的有価証券(①)	時価	損益(営業外損益)
満期保有目的の債券(②)	(原則) 取得原価	該当なし
	(例外) 償却原価(※1)	償却原価法による差額: 営業外損益
子会社株式及び関連会社株式(③)	取得原価	該当なし
その他有価証券(④)	市場価格あり	純資産の部(税効果考慮後の額)(全部純資産直入法の場合)
	市場価格なし	(原則) 取得原価 (例外) 債券: 償却原価(※1)

※1 取得価額と債券金額との差額が金利の調整と認められる場合

① **売買目的有価証券**とは、その目的が時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券を指します。売買目的有価証券は、決算時において時価で評価し、その評価差額はその期の損益とします。

法人税法の規定における売買目的有価証券とは以下に掲げるものとされています。

- イ) 専担者売買有価証券(トレーディング目的の専門部署を設置して売買を行う有価証券)
- ロ) 短期売買有価証券(短期売買目的で取得したものである旨を帳簿書類に記載した有価証券)
- ハ) 金銭の信託に属する有価証券(金銭信託のうち信託財産として短期売買目的の有価証券を取得する旨を他の金銭の信託と区分して帳簿書類に記載したもの)

- ② **満期保有目的の債券**とは、社債などのように満期が来るまで持ち続けることを目的とする債券をいいます。このような債券は満期まで保有することで、あらかじめ決まっている額面額での返済を受けるため、途中での時価の影響を考慮する必要がないので、原則は取得原価での評価となります。
ただし、取得価額と債券金額が異なり、その差額の性格が金利の調整であると認められる場合には取得原価での評価ではなく償却原価法によって処理することになります。
- ③ **子会社株式及び関連会社株式**については、その株式を持ち続けることで子会社を支配したり、関連会社に影響を与えることが目的となります。つまり、売買することを目的としていないので、その時の時価がいくらであったとしても関係がないため取得原価で処理することになります。
- ④ **その他有価証券**は、上記の売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券をいいます。その他の有価証券は、市場価格があるか否かによって処理が異なります。
市場価格がある場合には時価で評価しますが、その評価差額はその期の損益とはせず、資本として純資産の部に計上します。
市場価格がない場合は、原則として取得原価で評価しますが、取得価額と債券金額が異なり、その差額の性格が金利の調整であると認められる場合には償却原価法によって処理します。

有価証券の減損処理

取得原価で処理すべき有価証券であっても、その時価や実質価額が著しく下落した場合、減損処理を行います。

- ① 市場価格のある有価証券の時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなくてはなりません（著しく下落したときは、少なくとも個々の銘柄の有価証券の時価が、取得原価に比べて50%程度以上下落した場合をいいます）。
- ② 市場価格のない有価証券が、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理しなければなりません（著しく低下したとき、とは少なくとも株式の実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下した場合をいいます。ただし、市場価格のない実質価額について、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、期末において相当の減額をしないことも認められます）。

市場価格のある有価証券の減損処理



時価が著しく下落した時は、回復する見込みがあると認められる場合を除き、減損処理。



回復する見込みが合理的に反証できる場合は、減損処理はしないことも認められる。

市場価格のない有価証券の減損処理



市場価格のない株式の実質価額が著しく低下した時は、減損処理。



市場価格のない株式の実質価額について、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、期末において減損しないことも認められる。

貸借対照表上の表示

売買目的有価証券及び事業年度の末日後1年以内に満期の到来する社債その他の有価証券



流動資産

上記以外の有価証券



投資その他の資産



4 棚卸資産

Q18. 「棚卸資産」は、どのように取り扱うのですか？

棚卸資産の評価は時価又は取得価額により処理します

- A. 棚卸資産とは、販売用の商品・製品や、原材料など在庫のこと。在庫も会社にとっては資産とみなされ、その価額は、原則として商品の購入代価、または自社製品の製造原価に付随費用を加算し、これに定められた評価方法（個別法、先入先出法など）を用いて評価額を算定します。



- ・棚卸資産の取得価額は、購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算する。ただし、少額な付随費用は取得価額に加算しないことができる。
- ・棚卸資産の期末における時価が帳簿価額より下落し、かつ、金額的重要性がある場合には、時価をもって貸借対照表価額とする。
- ・棚卸資産の評価方法は、個別法、先入先出法、総平均法、移動平均法、売価還元法等、一般に認められる方法とする。なお、最終仕入原価法も、期間損益の計算上著しい弊害がない場合には、用いることができる。

付随費用



購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算する。



少額な付随費用は取得価額に加算しないことができる。

評価基準



期末における時価が帳簿価額より下落し、かつ、金額的重要性がある場合には、時価評価。



金額的に重要性がない場合は、取得原価。



通常、棚卸資産とは商品又は製品（副産物及び作業くずを含みます）、半製品、仕掛品（半成工事を含みます）、主要原材料、補助原材料、消耗品で貯蔵中のもの、その他これらに準ずるものをいいます。本指針での棚卸資産とは、販売目的（販売するための製造目的を含みます）で保有する棚卸資産です。

！ 棚卸資産の会計処理

1. 棚卸資産の取得価額

① 購入した棚卸資産

その商品の購入代金に付随費用（引取運賃や購入手数料、関税など購入のために要した費用及び保管料など販売するまでに直接要した費用）を加えたものが取得価額となります。

② 自己で製造等した棚卸資産

その製品を製造等するために要した原材料費、労務費、及び経費の額と製造のために消費し又は販売のために直接要した費用の合計額が取得価額となります。

③ 上記以外の方法により取得をした棚卸資産

その資産の取得のために通常要する価額とその資産を消費し又は販売の用に供するために直接要した費用の合計額が取得価額となります。

*ただし、少額の付随費用は取得価額に算入しないことができます。

2. 棚卸資産の評価基準

棚卸資産の期末における時価が帳簿価額より下落し、かつ、金額的に重要性がある場合には時価で、それ以外の場合には取得価額をもって評価します。時価とは、原則として正味売却価額（売却市場における時価から見積追加製造原価及び見積販売直接経費を控除した金額）をいいます。

なお、次の事実が生じた場合には、その事実を反映させて帳簿価額を切り下げなければなりませんので留意が必要です。

- ① 棚卸資産について、災害により著しく損傷したとき
- ② 著しく陳腐化したとき
- ③ 上記に準ずる特別の事実が生じたとき

3. 棚卸資産の評価方法

棚卸資産の評価方法としては、個別法、先入先出法、総平均法、移動平均法、売価還元法等、一般に認められている方法とされています。また、期間損益の計算上著しい弊害がない場合には、最終仕入原価法を用いることもできます。

*後入先出法による評価方法はできなくなりました。

改正

❗ 棚卸資産と売上総利益の相関関係

次の場合の棚卸資産と売上総利益との相関関係を見てみましょう。

例) 期首商品棚卸高	300万円
当期商品仕入高	1000万円
期末商品棚卸高	500万円
当期の売上高	1200万円

(単位:万円)

期首商品棚卸高(300)+当期商品仕入高(1000)
-期末商品棚卸高(500)=売上原価(800)

売上高(1200)-売上原価(800)=売上総利益(400)

損益計算書

期首商品棚卸高 (300)	売上原価 (800)	→	売上原価 (800)	売上高(1200)
当期商品仕入高 (1000)				

棚卸資産の評価額

❗ 棚卸資産の評価の重要性

棚卸資産の評価は、会社の利益を把握することに深く関係しています。



5 経過勘定等

Q14 「経過勘定等」は、どのように取り扱うのですか？

現金の収支の時期と損益計算上の損益認識時期のずれを処理する勘定科目です

A. 経過勘定等とは、すでに提供を受けたり・行ったりしているものに対して代金の授受がなされていない・提供を受けていない・行っていないものに対して代金の授受は済んでいるものでも、当期損益を適正に認識するために、損益の見越し・繰延として表示することです。これは、貸借対照表の「資産の部」または「負債の部」に表示されます。



- ・前払費用及び前受収益は、当期の損益計算に含めず、未払費用及び未収収益は当期の損益計算に含めなければならない。
- ・前払費用、前受収益、未払費用及び未収収益等については、重要性の乏しいものは、経過勘定項目として処理しないことができる。

経過勘定等の計上

原則

前払費用及び前受収益は、当期の損益計算書から除去し、未払費用及び未収収益は、損益計算書に計上するための経過勘定項目として貸借対照表に計上。

例外

・前払費用、前受収益、未払費用及び未収収益のうち、重要性の乏しいものについては、経過勘定として処理しないことができる。
 ・前払費用のうち、支払日から1年以内に提供を受ける役務に対応する金額については、継続適用を条件として、費用処理することができる。



費用は発生したものを、収益は実現したものを損益として計上する必要があるため、前払費用と前受収益は翌期以降の損益として、未払費用と未収収益は当期の損益として処理します。

！ 経過勘定項目を見てみよう

経過勘定項目には「前払費用」「前受収益」「未払費用」「未収収益」の4つがあります。

(1) 前払費用

一定の契約に従い、継続してサービスの提供を受ける場合、いまだ提供されていないサービスに対して支払われた対価をいいます。
 例) 前払利息、前払保険料、前払家賃、前払保証料など

(2) 前受収益

一定の契約に従い、継続してサービスの提供を行う場合、いまだ提供していないサービスに対して支払いを受けた対価をいいます。
 例) 前受利息、前受家賃など

(3) 未払費用

一定の契約に従い、継続してサービスの提供を受ける場合、既に提供されたサービスに対していまだその対価の支払いが終わらないものをいいます。
 例) 未払利息、未払家賃、未払給料、未払社会保険料など

(4) 未収収益

一定の契約に従い、継続してサービスの提供を行う場合、既に提供したサービスに対して、いまだその対価の支払いを受けていないものをいいます。
 例) 未収利息、未収家賃など

経過勘定は、継続してサービスの提供を受けたり行ったりするため、時間の経過につれて収益又は費用になるのが特徴。サービス提供以外の契約で、時間の経過とは関係ない前払金、前受金、未払金、未収金とは性質が異なります。

<財務諸表の表示>

経過勘定は、次のように貸借対照表に表示します。

	表示項目	表示箇所
前払費用	前払費用	流動資産
	長期前払費用(事業年度の末日後1年を超えて費用となる部分)	投資その他の資産
前受収益	前受収益	流動負債
	長期前受収益(事業年度の末日後1年を超えて収益となる部分)	固定負債
未払費用	未払費用	流動負債
未収収益	未収収益	流動資産

お金を払っても、すべてが経費になるとは限らないんだね



6 固定資産

Q15. 「固定資産」は、どのように取り扱うのですか？

固定資産は耐用年数に応じて、各事業年度で償却（費用として計上）します

A. 固定資産とは、販売目的ではなく長期間にわたり会社の事業活動に使用するために所有する資産をいいます。固定資産は、「有形固定資産」、「無形固定資産」、「投資その他の資産」に分類されます。

1. 固定資産の減価償却



固定資産の減価償却は、経営状況により任意に行うことなく、定率法、定額法その他の方法に従い、毎期継続して規則的な償却を行う。ただし、法人税法の規定による償却限度額をもって償却額とすることができる。

減価償却

原則

耐用年数や残存価額は、その資産の性質、用途、使用状況等に応じて合理的に決定しなければならない。

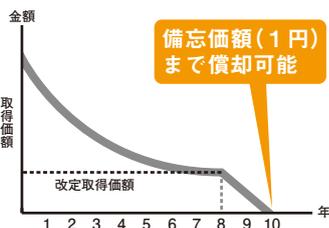
例外

法人税法上の耐用年数を用いて計算した償却限度額を減価償却費として計上することも認められる。

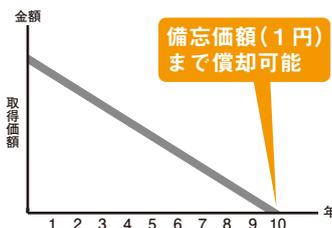


減価償却の方法は毎期継続して適用し、みだりに変更することはできません。減価償却は、固定資産を事業のために利用し始めた時から開始します。

定率法イメージ



定額法イメージ



備忘価額とは、0円にすると、その資産が帳簿から消えてしまうので、便宜的に1円という金額を残して、その資産が存在することを忘れないようにするために付すものなのよ

<参考>

① 定率法：毎期一定の率で償却していく場合

$$\text{定率法の減価償却費} = \text{未償却残高} \times \text{定率法の償却率}$$

(注) ただし、上記の金額が償却保証額（取得価額×保証率）に満たなくなった年分以後は、次の算式により計算します。

$$\text{改定取得価額} \times \text{改定償却率}$$

したがって償却費の額は、始めの年ほど多く、年とともに減少します。ただし償却保証額に満たなくなった年以後は、毎年同額となります。

② 定額法：毎期一定の額で償却していく場合

$$\text{定額法の減価償却費} = \text{取得価額} \times \text{定額法の減価償却率}$$

したがって償却費の額は、原則として毎年同額となります。

■ 具体例を見てみよう

取得価額が100万円で、耐用年数が10年の複合機（減価償却資産）の償却費の計算（1年間事業に使用したものと仮定して計算）

① 定率法

1年目 $100\text{万円(取得価額)} \times 0.25(10\text{年の償却率}) = 25\text{万円}$

2年目～7年目 $(100\text{万円}-前年までの償却費の合計額) \times 0.25$

8年目からは償却保証額（100万円×0.04448（保証率））に満たないため、注意して下さい。

8年目～9年目 $(100\text{万円}-7年目までの償却費の合計額)改定取得価額 \times 0.334(改定償却率)$

10年目 $100\text{万円}-9年目までの償却費の合計額-1円$

② 定額法

1年目～10年目 $100\text{万円(取得価額)} \times 0.100(10\text{年の償却率}) = 10\text{万円}$

定率法・定額法ともに、備忘価額1円を残します。

モノは絵画や骨董品などを除いて、時の経過に伴ってその価値が下落するのが普通です。建物や機械等は高額で、かつ、その使用期間が長期間にわたります。もし、建物や機械等を消耗品（ノート、エンピツ）のように購入したときに全額費用に計上すると、その事業年度が大赤字になってしまい損益計算書が適正なものではなくなってしまいます。そこで会計上の仮定として、使用可能期間（耐用年数）に応じて、費用に計上することを減価償却といいます。



●平成19年度の減価償却制度の改正で、減価償却は次の3区分に分けて償却計算を行うようになりました。

<減価償却の3区分>

区 分		償却の方法
平成19年4月1日以後の取得資産		償却可能限度額（取得価額の95%）及び残存価額が廃止され、新たな償却方法で、法定耐用年数経過時点の備忘価額1円を残して全額償却します。
平成19年3月31日以前の取得資産	償却可能限度額（取得価額の95%）まで償却中のもの	従来どおりの旧定率法、旧定額法等で減価償却を行っていきます。
	償却可能限度額の95%まで償却が終わったもの	翌事業年度以後5年間で、備忘価額1円を残して均等に償却します。



<減価償却を行わなかった場合>

資産 1000万円	負債 700万円
	純資産 300万円

減価償却を行わないと、この部分が過大に計上されてしまうのよ



<本来の減価償却を行った場合>

資産 900万円	負債 700万円
	純資産 200万円

機械及び装置の耐用年数の改正について

平成20年の税制改正で、機械および装置の法定耐用年数区分の見直しが行われました。日本では、機械および装置の法定耐用年数が従来は設備ごとに390区分と非常に細かく分けられ、韓国（26区分）やアメリカ（48区分）と比較すると細分化されすぎています。そのため、償却費用を算出するのに時間とコストがかかり、区分の簡素化が経済界などから求められていたことが背景に挙げられています。したがって平成20年の税制改正では、区分数が55区分に大幅に簡素化されました。



投資の増加と経済の活性化、そして日本企業の「国際競争力の強化」を目指して改正したのじゃ

2. 圧縮記帳



圧縮記帳は、その他利益剰余金の区分における積立て及び取崩しにより行う。ただし、国庫補助金、工事負担金等で取得した資産並びに交換、取用等及び特定の資産の買換えで交換に準ずると認められるものにより取得した資産については、直接減額方式によることができる。

3. 固定資産の減損



予測できなかった著しい資産価値の下落があった際には、減損額を控除しなければならない。なお、当該減損額は、減損損失として損益計算書の特別損失に計上する。

減損例

災害、事故等により資産価値の下落があった場合

新製品、新技術等により資産価値の下落があった場合

将来使用の見込みが客観的にないこと(※)又は固定資産の用途を転用したが採算が見込めないことのいずれかに該当し、かつ、時価が著しく下落している場合

※資産が相当期間遊休状態にあれば、通常、将来使用の見込みがないことと判断されます。

4. ソフトウェア



研究開発に該当するソフトウェアの制作費は研究開発費として費用処理する。研究開発に該当しないソフトウェアの制作費は、次のように会計処理する。

- (1) 社内利用のソフトウェアは、その利用により将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められる場合には、取得に要した費用を無形固定資産として計上する。
- (2) 市場販売目的のソフトウェアである製品マスターの制作費は、研究開発費に該当する部分を除き、無形固定資産として計上する。

ソフトウェア



見込販売数量に基づく償却方法、その他合理的な方法により償却。



法人税法の定める償却方法を採用することもできる。



研究開発の場合は費用処理、それ以外は無形固定資産とします。

5. ゴルフ会員権



ゴルフ会員権は、取得原価で評価する。ただし、時価があるものについて時価が著しく下落した場合又は時価がないものについて発行会社の財政状態が著しく悪化した場合には、減損処理を行う。



機械及び装置の耐用年数の改正等で、この特例の適用を受けた減価償却資産については、承認申請の事務負担に配慮し、手続きが簡素化されているって本当？

軽微な変更があった場合や、短縮特例の承認を受けた設備と同種の設備を取得した場合等には、改めて承認申請をしなくても、変更点等の届出により短縮特例の適用を受けることができるようになったのよ



7 繰延資産

Q16. 「繰延資産」は、どのように取り扱うのですか？

繰延資産は、償却期間に応じて費用とします

- A. 繰延資産とは、既に代価の支払いが完了している、又は支払義務が確定し、これに対応するサービスの提供を受けたにもかかわらず、その効果が将来にわたって発現するものと期待される費用を資産として繰り延べたものをいいます。

1. 繰延資産の範囲・償却期間・償却額



創立費、開業費、開発費、株式交付費、社債発行費、新株予約権発行費は、原則として費用処理する。なお、これらの項目については繰延資産として資産に計上することができる。

繰延資産の計上



創立費、開業費、開発費、株式交付費、社債発行費、新株予約権発行費は、原則として費用処理。



左記の項目については繰延資産として資産に計上することができる。

<繰延資産の償却期間>

項目	償却期間	償却額
創立費、開業費、開発費	5年内	原則として月割計算により相当の償却
株式交付費、新株予約権発行費	3年内	
社債発行費	社債償還期限内	

2. 法人税法上の繰延資産の項目・償却期間・償却額



費用として処理しなかった税法固有の繰延資産は、長期前払費用等として計上する。

法人が支出する次に掲げる費用（資産の取得に要した金額及び前払費用を除きます）のうち、支出の効果がその支出の日以後1年以上に及ぶものは税法固有の繰延資産に該当します。

<税法固有の繰延資産の償却期間・償却額>

項目	償却期間	償却額
①自己が便益を受ける公共的施設又は共同的施設の設置又は改良のために支出する費用 (例)公共下水道にかかる受益者負担金等	法人税法で定める償却期間	償却限度額の範囲内で償却
②資産を賃借し又は使用するために支出する権利金、立退料その他の費用		
③役務の提供を受けるために支出する権利金その他の費用 (例)ノウハウの頭金		
④製品等の広告宣伝の用に供する資産を贈与したことにより生ずる費用 (例)特約店等に対し贈与した自社製品の陳列棚等		
⑤①から④までに掲げる費用のほか、自己が便益を受けるために支出する費用 (例)チェーン店加盟のための一次金等		

8 金銭債務

Q17. 「金銭債務」は、どのように取り扱うのですか？

金銭債務は債務の金額を計上します

- A. 金銭債務とは、金銭の支払いを目的とする債務をいい、「支払手形」、「買掛金」、「借入金」、「社債（私募債を含みます）」等を含みます。なお、金銭債務は網羅的に計上します。



金銭債務には、債務額を付す。

会計処理のポイント

- (1) 支払手形、買掛金、借入金その他の債務には、債務額を付さなければなりません。
- (2) 払込みを受けた金額が債務額と異なる社債は、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とします。償却原価法とは、金融負債を債務額と異なる金額で計上した場合において、当該差額に相当する金額を償還期に至るまで毎期一定の方法で取得価額に加減する方法をいいます。



自社の債務額を明確にしておくのは重要なことなのよ

貸借対照表への表示方法

区 分 (内 容)		表示箇所
①営業上の債務	買掛金、支払手形その他営業取引によって生じた金銭債務	流動負債
②借入金その他①の金銭債務以外の金銭債務	その支払いの期限が事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に支払又は返済されると認められるもの	流動負債
①及び②以外の金銭債務		固定負債
関係会社に対する金銭債務		その項目ごとに区分表示 (注記でも可)

営業上の債務及び1年以内に支払いのあるものを流動負債といい、それ以外は固定負債といいます。

デリバティブの取り扱い

デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は、当期の損益として処理します。

ただし、金融機関からの融資と組み合わせて金利スワップ契約を締結した場合において、下記の一定の要件を満たしている場合は時価評価しません。

一定の要件

- ・借入金の金額と金利スワップの元本金額がほぼ同一
- ・借入金と金利スワップの利息の受払条件（利率、利息の受払日等）がほぼ同一
- ・借入金と金利スワップの契約期間がほぼ同一

個別注記表の貸借対照表に関する注記として、次のように記載します。

【関係会社に対する金銭債務】
短期金銭債務 ×××万円
長期金銭債務 ×××万円

返済期間によって表示箇所が変わるから、注意してね



9 引当金

Q18. 「引当金」は、どのように取り扱うのですか？

将来の支出のためにあらかじめ準備しておく金額のことです

- A. 引当金とは、現時点では確定していなくても、会社が将来支出すると予測できる大きな出費に備えて、あらかじめ準備しておく費用の見積額をいいます。引当金の会計処理は、次のように取り扱います。

引当金の設定要件



将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失とし、引当金に繰り入れなければならない。

取得価額と
債権金額との差額



負債として計上しなければならない。



法的債務のない引当金のうち、金額の重要性が乏しいものは、負債として計上しないことができる。

(1) 引当金として計上するのは、次の4つの要件を満たしているものです。

- ① 将来の特定の費用又は損失であること。
- ② 発生が当期以前の事象に起因していること。
- ③ 発生の可能性が高いこと。
- ④ 金額を合理的に見積ることができること。

(2) 引当金のうち、当期の負担に属する部分の金額を当期の費用又は損失として計上しなければなりません。

引当金の区分

引当金についての会計および税法の関係は、次のとおりです。

	分 類	種 類	税 法
会計上の引当金	評価性引当金	貸倒引当金	損金算入限度額あり
	負債性引当金	返品調整引当金	
		賞与引当金、退職給付引当金、製品保証引当金、売上割戻引当金、工事補償引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、債務保証損失引当金、損害補償損失引当金、役員賞与引当金、工事損失引当金等	損金不算入

評価性引当金

売掛金や貸付金など金銭債権に対して、回収不能額を見積り引当金を計上するものです。

負債性引当金

将来の支出に備えた引当金のことです。将来の支出の原因が当期以前に発生しているという意味で負債に近い性質をしていますが、支出額が確定していないので引当金として見積り計上します。

！ 引当金計上の意義

引当金は、たとえ将来発生するものであっても当期にその原因がある場合には、当期の負担分相当額を決算書に計上する必要があります。

下記の図のとおり、仮に引当金を計上しなかった場合には、貸借対照表上、引当金の分だけ純資産が過大に表示されてしまいます。したがって信用力のある決算書を作成するためには、引当金を計上する必要があるといえます。

<引当金を計上しなかった場合>

資産 1000万円	負債 700万円
	純資産 300万円

<引当金を計上した場合>

資産 1000万円	負債 800万円
	引当金
	純資産 200万円

！ 引当金の表示

引当金の表示方法を確認しましょう。

- ① 評価性引当金については流動資産の部にマイナス(△)表示します。
(例) 貸倒引当金
- ② 負債性引当金については流動負債の部にプラス表示します。
(例) 賞与引当金、退職給付引当金 等

流動資産		流動負債	
.....		
売掛金	××××	賞与引当金	
貸倒引当金	△×××	退職給付引当金	
.....		

会計では、引当金は見積計上しなければなりません、税法では、課税所得金額の計算上、損金算入限度額を設けています。



10 退職給付債務・退職給付引当金

Q19 「退職給付債務・退職給付引当金」は、どのように取り扱うのですか？

退職金等の支出のために準備しておく金額のことです

A. 就業規則等の定めに基づく退職一時金、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金の退職給付制度を採用している会社にあつては、従業員との関係で法的債務を負っていることとなるため、引当金の計上が必要となります。

1. 確定給付型退職給付債務の計算方法—簡便的方法



確定給付型退職給付制度（退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金）を採用している場合は、原則として簡便的方法である退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を適用できる。

退職給付引当金を計上する

確定給付型退職給付債務の計算



簡便的方法
退職給付に係る期末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法。



原則法
一定の割引率や予想残存勤務期間を用いて計算した金額を退職給付債務とする方法。

2. 中小企業退職金共済制度等の会計処理



中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合は、毎期の掛金を費用処理する。

掛金を費用に計上する

<「中小企業退職金共済制度」と「特定退職金共済制度」の比較>

名称	制度の内容	メリット
中小企業退職金共済制度	中小企業のための国の退職金制度で、事業主が中小企業退職金共済と退職金共済契約を結び、掛金は全額事業主負担、従業員が退職したとき退職金が直接支払われます。	国の制度ですから安心・確実であると共に掛金は全額損金となります。
特定退職金共済制度	地域の商工会議所等が国の承認を受け行っている退職金制度で、上記と同様、掛金は全額事業主負担、従業員が退職したとき退職金が直接支払われます。	中小企業退職金共済制度と同じく商工会議所等を通じて、退職金制度が容易に確立できます。

3. 退職金規程がなく、退職金等の支払に関する合意も存在しない場合

退職金規程がなくかつ退職金等の支払に関する合意も存在しない場合には、退職給付債務の計上は原則として不要。

4. 退職給付引当金を計上していない場合

退職給付引当金を計上していない場合、従業員の退職時に一時に退職金として処理することは、財政状態及び経営成績に大きな影響を与える可能性が高いといえます。そのため、本指針適用に伴い、新たな会計処理の採用により生じる影響額（適用時差異）は、通常の会計処理とは区分して、本指針適用後、10年以内の一定の年数又は従業員の平均残存勤務年数のいずれか短い年数にわたり定額法により費用処理することができます。この場合、未償却の適用時差異の金額を注記します。

11 税金費用・税金債務

Q20. 「税金費用・税金債務」は、どのように取り扱うのですか？

税金費用・税金債務は、納付の有無を問わず当期の費用・債務として計上します

A. 税金費用とは、当期の利益に関連する金額を課税標準として課される法人税、住民税及び事業税の他、源泉所得税、消費税等の租税公課勘定以外のものをいいます。このうち、決算期末までに未納付の部分を税金債務といいます。



- ・法人税、住民税及び事業税に関しては、現金基準ではなく、発生基準により、当期に負担すべき金額に相当する額を損益計算書に計上する。
- ・法人税、住民税及び事業税の未納付額は、相当額を流動負債に計上する。



税金費用は当期の経営成績の結果として発生するわけですから、実際に支払う翌期に計上（現金基準）するのではなく、当期に計上（発生基準）するのが当期の正しい経営成績を表すこととなります。その際、実際に支払っていない部分（税金債務）については、当期に債務として計上します。

！ 会計処理・表示のポイント

税 目	会計処理	表示箇所
①法人税、住民税及び事業税	発生基準により当期で負担すべき金額に相当する金額を計上	損益計算書の「税引前当期純利益（損失）」の次に「法人税、住民税及び事業税」として表示
	事業年度の末日時点における未納付の税額を計上	貸借対照表の流動負債に「未払法人税等」として表示
	事業年度の末日時点における還付を受けるべき税額を計上	貸借対照表の流動資産に「未収還付法人税等」として表示
	更正、決定等により追徴税額及び還付税額が生じた場合で、その金額に重要性がある場合に計上	損益計算書の「法人税、住民税及び事業税」の次に、その内容を示す適当な名称で表示
②源泉所得税等	受取配当や利子に関する源泉所得税のうち、法人税法及び地方税法上の税額控除の適用を受ける金額を計上	損益計算書の「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示
③消費税等（地方消費税を含む）	原則として税抜方式を適用し、事業年度の末日における未払消費税等（未収消費税等）を計上	原則として「未払金（未収入金）」として表示 ただし、その金額の重要性が高い場合は、「未払消費税等（未収消費税等）」として別に表示

12 税効果会計

Q21. 「税効果会計」は、どのように取り扱うのですか？

税効果会計で、会計と税法の認識時期のズレによって生じた差異を調整します

A. 会計上の収益・費用の認識時期と、税法上の益金(収益)・損金(費用)の認識時期には差異があります。法人税額の計算は税法に沿って計算されていますので、この差異を調整して税引前当期純利益と法人税等を合理的に対応させることを目的とする会計手続を税効果会計といいます。



- ・税効果会計の適用に当たり、一時差異(会計上の簿価と税務上の簿価との差額)の金額に重要性がない場合には、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。
- ・繰延税金資産については、回収可能性があると判断できる金額を計上する。回収可能性の判断は、収益力に基づく課税所得の十分性に基づいて、厳格かつ慎重に行わなければならない。

税効果会計の適用 **原則** 計上する。

例外 一時差異の金額に重要性がない場合は、税効果会計は不要。



一時差異の金額に重要性がない場合には、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことが認められ、また、繰延税金資産の計上については、回収可能性を慎重に判断しなければなりません。

税効果会計による損益計算書の例

損益計算書

売上高	〇〇〇〇	
売上原価	〇〇〇〇	
■売上総利益		△△△△
販売費及び一般管理費	〇〇〇〇	
■営業利益		△△△△
営業外収益	〇〇〇〇	
営業外費用	〇〇〇〇	
■経常利益		△△△△
特別利益	〇〇〇〇	
特別損失	〇〇〇〇	
■税引前当期純利益(会計の考え方で計算)		△△△△
法人税、住民税及び事業税等(税法の考え方で計算)		△△△△
法人税等調整額(会計の考え方に合わせて税金を修正)		△△△△
■当期純利益(会計の考え方に修正される)		△△△△

一時差異について

一時差異には次の2通りがあります。

<将来減算一時差異>

一時差異が解消する期の課税所得を減額する効果を持つ
(例) 未払事業税、賞与引当金、損金不算入の減損損失等

×

法定実効税率

=

繰延税金資産

<将来加算一時差異>

一時差異が解消する期の課税所得を増額する効果を持つ
(例) その他利益剰余金において処理される圧縮記帳、純資産の部に直接計上されるその他有価証券評価差額金(評価差益)等

×

法定実効税率

=

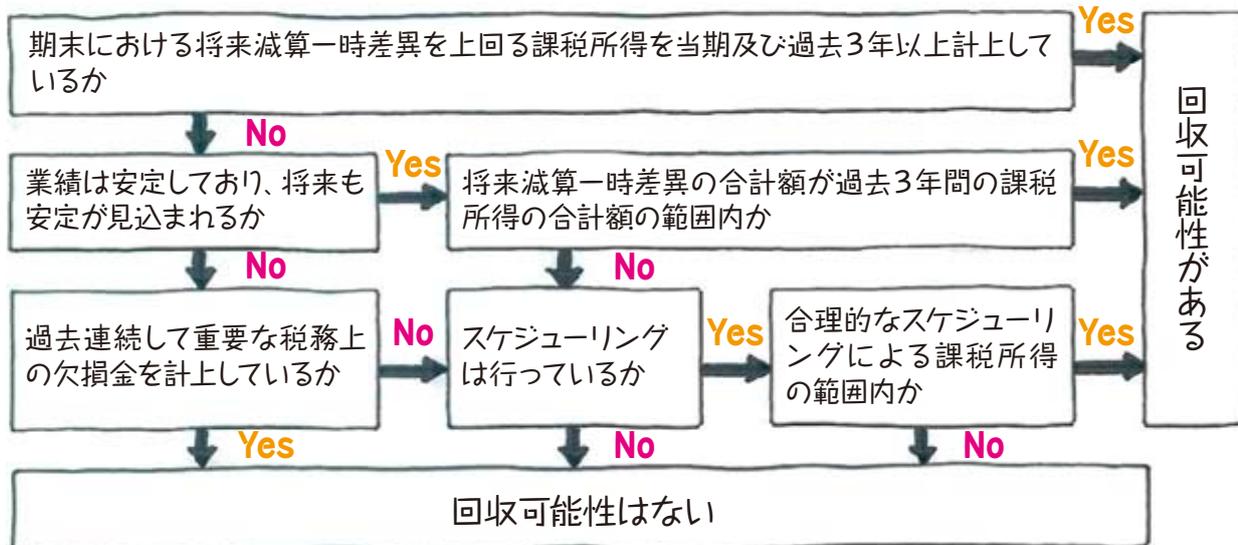
繰延税金負債



繰延税金資産の回収可能性の判断基準について

繰延税金資産の回収可能性については、会社の過去の業績等を主たる判断基準として、将来の収益力を見積り、将来減算一時差異等がどの程度回収されるのかを、以下のそれぞれの例示区分に応じて判定することになります。

<回収可能性の判定フローチャート>



繰延税金資産は会計上、費用として当期にすでに計上しましたが、税務上の損金(経費)算入が翌期(以降)にずれる場合等に(一時差異)、翌期(以降)に税務上の損金(経費)算入が実現すると、会計上の利益より税金が減少するため、その減税効果を先に見込んで計上するものです。

税効果会計と課税所得計算の税額の違いについて

税効果会計による計算と、税法を適用した課税所得計算では、法人税額等の金額が異なります。

<税効果会計を適用した損益計算書>

	X1期	X2期	
		ケース1	ケース2
経常利益	1,000	800	100
特別利益	0	0	0
特別損失	500	0	0
税引前当期純利益	500	800	100
法人税、住民税及び事業税等	400	120	0
法人税等調整額	△200	200	200
当期純利益	300	480	△100

(注1) X1期で特別損失として計上した商品評価損500万円は、X1期では税務否認され(法人税額等の税務計算上加算調整、将来減算一時差異に該当)、X2期で評価損を計上していた商品を売却したことにより是認(法人税額等の税務計算上減算調整、将来減算一時差異の解消)。
 (注2) 法定実効税率は40%と仮定。
 (注3) 繰延税金資産は200万円(=税務否認額500万円×法定実効税率40%)

<課税所得と法人税額等の計算(税務申告調整)>

	X1期	X2期	
		ケース1	ケース2
税引前当期純利益(損益計算書上の金額)	500	800	100
課税所得計算での加算(損金不算入)	500	0	0
課税所得計算での減算(損金算入)	0	500	500
課税所得	1,000	300	△400
法人税額等	400	120	0

(注) 上記の表はわかりやすく説明したものです。

注意

課税所得計算での法人税額等(実際の税金支払額)は、X1期は400万円、X2期はケース1の場合120万円、ケース2の場合0円ですが、会計上の法人税等の金額(「法人税、住民税及び事業税等」に「法人税等調整額」を加えた金額)はX1期は200万円、X2期はケース1の場合320万円、ケース2の場合200万円となり、法人税額等(実際の税金支払額)と会計上の法人税等の金額が異なるので、注意が必要です。

解説

●回収可能性がある場合(X2期ケース1の場合)

X2期ケース1の場合は、課税所得は300万円(税引前当期純利益800万円、商品評価損500万円は申告調整で減算)で、法人税額等は120万円になります。税引前当期純利益が800万円なので、本来なら法人税額等は320万円(=税引前当期純利益800万円×法定実効税率40%)となりますが、X1期で加算された商品評価損500万円がX2期の申告調整で減算され、X2期で200万円の税額支払いが抑制されたこととなります。X1期に繰延税金資産として計上した200万円は、X2期に税金の支払額が軽減されたことで回収できた状態となっています。

●回収可能性がない場合(X2期ケース2の場合)

X2期ケース2の場合は、課税所得は△400万円(税引前当期純利益100万円、商品評価損500万円は申告調整で減算)で、法人税額等はゼロになります。税引前当期純利益が100万円なので、本来なら法人税額等は40万円(=税引前当期純利益100万円×法定実効税率40%)となりますが、X1期で加算された商品評価損500万円がX2期の申告調整で減算されることにより、X2期で40万円の税額支払いが抑制されたこととなります。しかし、X1期に繰延税金資産として計上した200万円に対して、X2期の税金支払額の軽減効果が十分ではないため、回収可能性がない状態となっています。

●結論

X2期ケース2のように将来減算一時差異に対して将来の課税所得が十分に発生しない状態が見込まれる場合には、将来の税金負担の軽減効果があるとは言えず、繰延税金資産は資産性がないものとして計上できません。実際に税金の還付を受ける訳ではないので、将来減算一時差異を上回る課税所得を計上できるかどうかを慎重に検証しなければなりません。

13 純資産

Q22. 「純資産」は、どのように取り扱うのですか？

純資産とは、資産の部の合計額から負債の部の合計額を控除した額です

A. 純資産は、貸借対照表上で負債と共に貸方に記載され、出資者（株主）に帰属することが明確な株主資本と、株主資本以外の項目に区分されます。株主資本は、さらに資本金に属するものと剰余金に属するものに区分され、株主資本以外の項目は、さらに評価・換算差額等と新株予約権に区分されます。



- ・純資産の部は、株主資本、株主資本以外の各項目に区分する。
- ・株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分する。
- ・資本剰余金は、資本準備金、その他資本剰余金に区分する。
- ・利益剰余金は、利益準備金、その他利益剰余金に区分する。
- ・その他利益剰余金は、株主総会又は取締役会の決議に基づき設定される項目は、その内容を示す項目に区分し、それ以外は繰越利益剰余金に区分する。
- ・株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等、新株予約権に区分する。
- ・期末に保有する自己株式は、株主資本の末尾において控除形式により表示する。
- ・純資産の部の一会計期間における変動額のうち、主として、株主資本の各項目の変動事由を報告するために株主資本等変動計算書を作成する。

！ 純資産の部の区分表示

純資産の部は、次のように区分表示されます。

I 株主資本	資本金		株主が払込みした金額のうち、資本金とした金額。	
	資本剰余金	資本準備金	株主が払込みをした金額のうち会社が資本金としなかった金額や、その他資本剰余金から配当するときに、利益準備金と合わせて資本金の4分の1に達していないときに計上すべきもの。	
		その他資本剰余金	資本剰余金のうち、会社法で定める資本準備金以外のもの。資本金及び資本準備金の取崩しによって生じるもの。	
	利益剰余金	利益準備金		その他利益剰余金から配当する際に資本準備金と合わせて資本金の4分の1に達していないときに計上すべきもの（達していない額が配当額の10分の1の額のいずれか小さい額の利益剰余金配当割合を計上）。
		その他利益剰余金	任意積立金	会社が独自の判断で積み立てるもの。
			繰越利益剰余金	任意積立金以外のもの（旧商法の未処分利益はここに含まれる）。
自己株式			自社の株式を自社で保有しているもの。マイナス表示される。	
II 評価・換算差額等	その他有価証券評価差額金		資産又は負債に係る評価差額を当期の損益にしていない場合の評価差額。	
III	新株予約権		会社の株式をあらかじめ定めた価格で取得できる権利。	

(注) このうち、主に株主資本の変動を示すのが、株主資本等変動計算書（13ページ参照）になります。

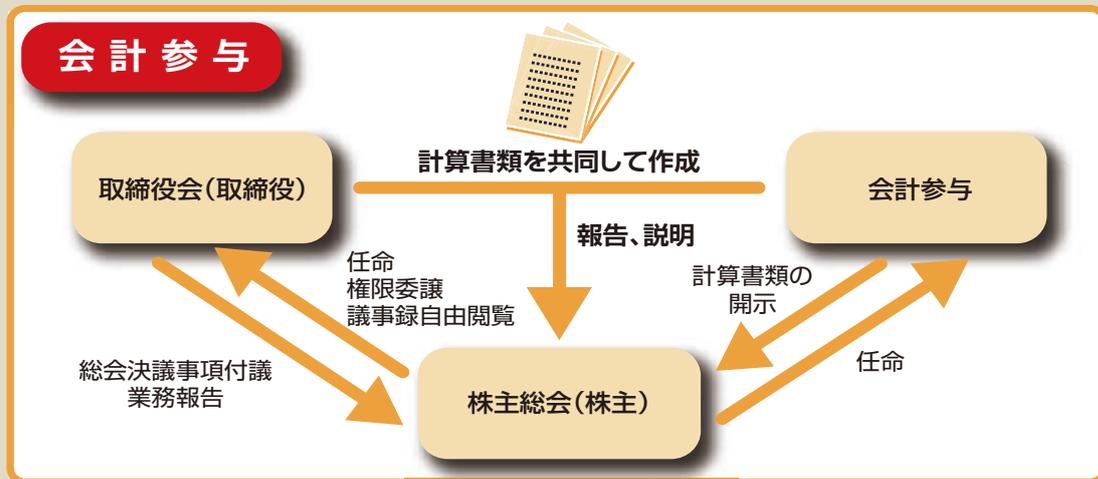


Dr.Kのワンポイント解説

「会計参与制度」

取締役と共同して、計算書類の作成・説明・開示等を行う会社内部の機関です。会計参与の設置は任意であり、決算書の信頼性を向上させる役割が期待されています。詳しい内容は下記の表を見ていきましょう。

項目	内容
設置	任意であるが、設置した場合は、その旨及び氏名又は名称の登記が必要。
職務	①計算書類の作成、②株主総会における説明、③計算書類の保存(5年間) ④計算書類の株主・債権者への開示、⑤その他
資格	公認会計士(監査法人を含む)又は税理士(税理士法人を含む)
兼任禁止	会社又は子会社の取締役、執行役、監査役、会計監査人等と兼任することはできない。ただし、会社の顧問税理士が会計参与となることは可能。
選任方法	株主総会で選任(員数の制限はなし)
任期・報酬	取締役と同様の規律を適用。
責任	社外取締役と同様の責任を負う。 ①会社に対する過失責任、株主代表訴訟の対象 ただし、損害賠償額については、株主総会の決議など一定の条件を満たせば、報酬の2年分までに制限することが可能。 ②第三者に対する重過失責任



14 収益・費用の計上

Q28 「収益・費用の計上」は、どのように取り扱うのですか？

収益及び費用は、それぞれの認識基準に基づいて適正に計上しなければなりません

A. 会社の主たる営業活動やその他の活動（減資などの資本取引を除く）の結果としてもたらされる純資産の増加分が収益であり、純資産の減少分が費用です。



- ・収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上する。
- ・原則として、収益については実現主義により認識し、費用については発生主義により認識する。

工事契約の
収益認識方法

原則 工事進行基準。

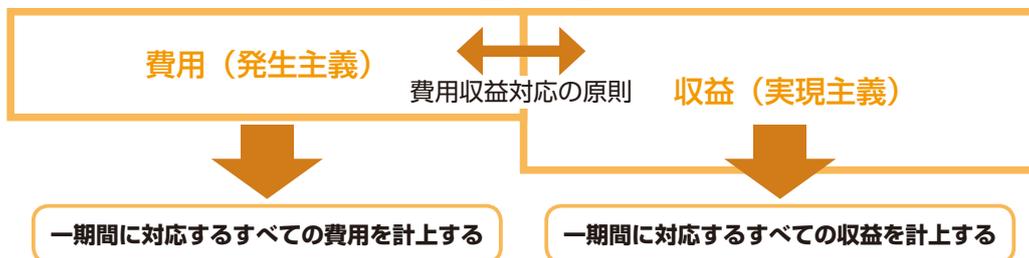
例外 成果の確実性（工事収益総額、工事原価総額、決算日における工事進捗度）が認められない場合は、工事完成基準。



収益及び費用は、それぞれの認識基準に基づいて（原則として収益は実現主義、費用は発生主義）適正な期間に計上し、一会計期間に属するすべての収益と、これに対応するすべての費用を計上する必要があります（費用収益対応の原則）。

「収益」「費用」「資産」の関係

損益計算書



<対応関係の違いで2つに分けられる>

個別的対応：費用と収益が、商品や製品を媒介として直接的に対応すること
（例：売上高と売上原価の関係）

⇒ **モノを基準に対応関係を考える**

期間的対応：費用と収益が、会計期間を媒介として間接的に対応すること
（例：売上高と一般管理費の関係、固定資産の減価償却費）

⇒ **時間を基準に対応関係を考える**

収益・費用の計上をする際には、下記の点をチェックしながら行おう。

- 売上高の計上基準は継続して適用されていますか？
- 売上高はもれなく計上されていますか？
- 売上高に対応する売上原価がもれなく計上されていますか？
- 仕入高の計上基準は継続して適用されていますか？
- 当期に属する費用はもれなく計上されていますか？
- 経過勘定は適正に処理されていますか？
- 営業外収益・営業外費用はもれなく計上されていますか？
- 特別損失・特別利益はもれなく計上されていますか？

収益・費用の会計処理はこんなことに気をつけてみてね



収益認識基準を知ろう

原則として、収益については実現主義により認識します。収益は、商品等の販売や役務の給付に基づき認識され、企業は、各取引の実態に応じて、販売の事実を認識する時点を選択しなければなりません。商品等の販売や役務の給付に基づく収益認識基準には、出荷基準、引渡基準、検収基準等があります。

(1) 一般的な販売契約における収益認識基準

区 分	収益認識日
出荷基準	製品、商品等を出荷した時点
引渡基準	製品、商品等を得意先に引き渡した時点
検収基準	得意先が製品等の検収をした時点

上記のほか、輸出を伴う場合には、船積基準、通関基準等があります。

(2) 特殊な販売契約における収益認識基準

区 分	収益認識日等
委託販売	受託者が委託品を販売した日（仕切精算書又は売上計算書に記録）。ただし、販売のつど送付されている場合には、当該仕切精算書が到達した日をもって売上収益の実現の日とみなすことができる。
試用販売	得意先が買取りの意思を表示したとき。
予約販売	予約金受取額のうち、事業年度の末日までに商品の引渡し又は役務の給付が完了した分。残額は貸借対照表の負債の部に記載して次期以降に繰り延べる。
割賦販売	原則として、商品等を引き渡した日。ただし、割賦金の回収期限の到来の日又は割賦金の入金の日とすることができる。

(3) その他

区 分	収益認識方法
工事契約 (受注制作の ソフトウェア を含む)	<p>工事の進行途中においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を適用し、この要件を満たさない場合には工事完成基準を適用する。成果の確実性が認められるためには、次の各要素について、信頼性をもって見積もることができなければならない。</p> <p>(1) 工事収益総額 (2) 工事原価総額 (3) 決算日における工事進捗度</p>

★ココがポイント

昨年の改正から、従来の建築工事等だけでなく、制作期間並びに金額が大規模な「受注制作のソフトウェア」も対象の範囲となります。

また、従来は計上基準については工事進行基準と工事完成基準の選択適用が認められていましたが、改正により上記の3要件を適正に見積もることができる場合のみ工事進行基準を適用することとし、見積もることができない場合には、工事完成基準を適用することとなります。

費用認識基準を知ろう

原則として、費用については発生主義により認識します。費用は、その支出（将来支出するものを含む）に基づいた金額を、その性質により収益に対応（個別対応又は期間対応）させ、その発生した期間に正しく計上します。

15 リース取引

Q24. 「リース取引」は、どのように取り扱うのですか？

リース取引は割賦購入（買った場合）とも、レンタル（借りている場合）とも違います

A. リース取引とは、特定の物件の所有者である貸手が、当該物件の使用人である借手に対し、合意された期間（リース期間）にわたり、これを使用収益する権利を与え、借手は、合意された使用料（リース料）を貸手に支払う取引をいいます。



所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る借手は、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。ただし、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。この場合は、未経過リース料を注記する。

所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理 **原則** 売買取引に係る方法に準じた会計処理。 **例外** 賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行い、未経過リース料を注記。

！ リース取引の区分

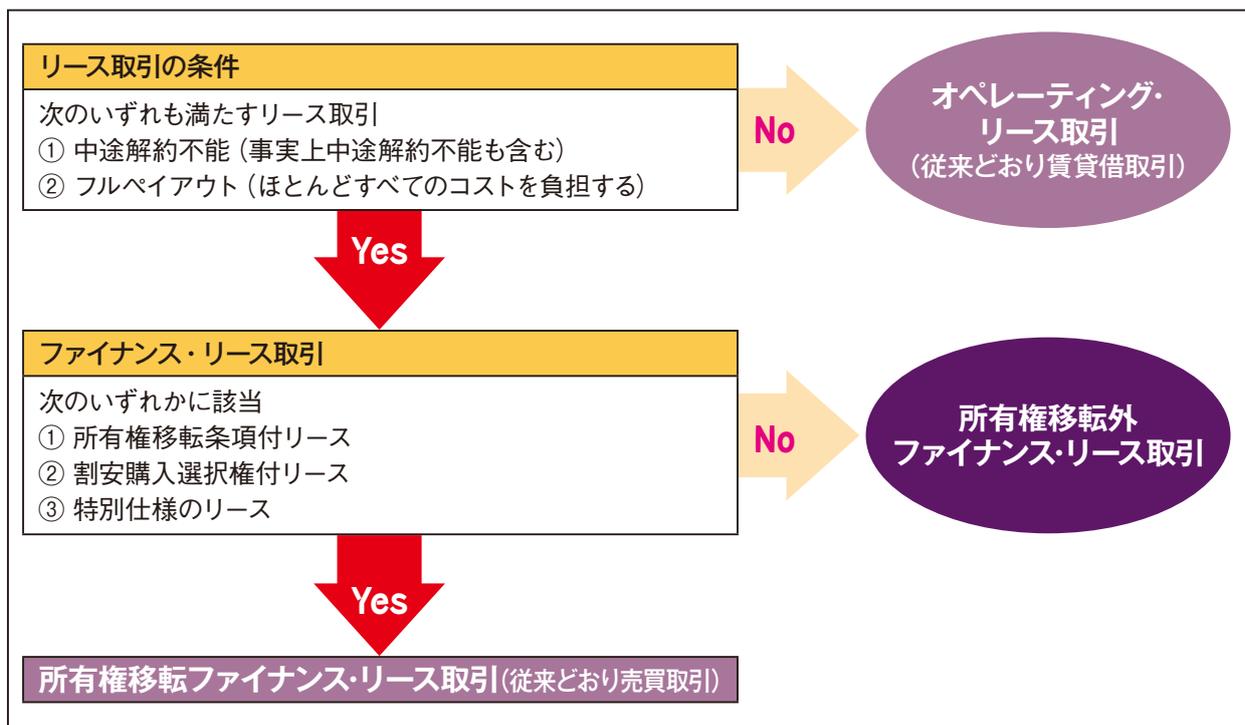
- ① 中途解約できない（これに準ずるものも含む）
- ② フルペイアウト（a. 物件を所有しているのと同様に、リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、b. リース物件の使用に伴って生じるコスト（取得費、資金コスト、固定資産税、保険料、管理费用等）を実質的に負担することとなるリース取引）

上記①、②を満たすリース取引をファイナンス・リース取引といい、それ以外をオペレーティング・リース取引としています。



リース取引で問題となるのは、ファイナンス・リース取引のうち所有権移転外ファイナンス・リース取引です

リース取引の区分は次のようになります。



！ 法人税法上の取り扱い

法人税法上は、すべての所有権移転外ファイナンス・リース取引は売買として取り扱われ、賃借人がリース料（賃借料）として経理処理をした場合においても、その金額は償却費として経理処理をしたものとされます。



通常、賃借人である法人が取得したものとされる「リース資産」については、「リース期間定額法」によって償却限度額を計算するの

<リース期間定額法>

$$\text{償却限度額} = (\text{リース資産の取得価額} - \text{残価保証額}) \times \frac{\text{その事業年度におけるリース期間の月数}}{\text{リース期間の月数}}$$

- (注1) リース資産の取得価額は、通常リース料の総額となります。ただし、法人がその一部を利息相当額として区分した場合には、その区分した利息相当額を控除した金額となります。
- (注2) 残価保証額とは、リース期間終了の時に、リース資産の処分価額がリース取引に係る契約において定められている保証額に満たない場合に、その満たない部分の金額を当該取引に係る賃借人が、その賃貸人に支払うこととされている場合における、当該保証額をいいます。
- (注3) 賃借人がリース料（賃借料）として経理処理をしたとしても、リース料がリース期間の経過に比例して発生するものであれば、会計上、賃貸借処理をしたとしても、原則として、申告調整は不要となります。また、この場合には、法人税申告書別表十六「減価償却資産に係る償却額の計算に関する明細書」への記載も不要とされています。

カイちゃん、リース取引についてもう少し詳しく教えてほしいんだけど……

「リース会計基準」の改正で、所有権移転外ファイナンス・リース取引は、平成20年4月以降に締結する取引から「売買取引」で経理処理することになったんです

それはリース料として経理処理ができなくなるってこと？

うん、違うの。「リース会計基準」に関しては、中小企業は任意適用で強制されないのよ。だから会計上は、今までどおりのリース料で経費処理することもできます

でも、税務上は中小企業も「売買取引」になったんだよね

そうね、でも、会計上でリース料として経費処理した場合は、税務上では「減価償却費」とみなしてくれるわよ。リース料として損金経理をした金額が、リース期間定額法によって計算される償却限度額と同額であれば、法人税申告書別表十六(四)を添付する必要もないの

それなら、中小企業は従来どおりの会計処理でできるんだね。ホッ

16 外貨建取引等

Q25. 「外貨建取引等」は、どのように取り扱うのですか？

外貨建取引は、原則として、当該取引発生時の為替相場による円換算額をもって記録し、決算時には、決算時の為替相場で円換算します

A. 外貨建取引とは、売買価額その他取引価額が外国通貨で表示されている取引をいい、物品の売買又は役務の授受、資金の借入又は貸付、社債の発行、前渡金、仮払金の支払又は前受金、借受金の受入、デリバティブ取引等が含まれます。



- ・外貨建取引は、原則として、当該取引発生時の為替相場による円換算額をもって記録する。
- ・外国通貨については、決算時の為替相場による円換算額を付す。
- ・外貨建金銭債権債務（外貨預金を含む。）については、決算時の為替相場による円換算額を付す。ただし、長期のもの（1年超のもの）については重要性がない場合には、取得時の為替相場による円換算額を付すことができる。
- ・外貨建売買目的有価証券、その他有価証券（時価のないものを含む。）及び評価損を計上した有価証券については、時価（その他有価証券のうち時価のないものについては取得原価）を決算時の為替相場により円換算した額を付す。

外貨建金銭債権債務 **原則** 決算時の為替相場による円換算額を付す。 **例外** 長期のもの（1年超のもの）については、重要性がない場合には、取得時の為替相場による円換算額を付すことができる。

<換算差額の処理について>

換算差額及び決済差損益は、原則として、営業外損益の部において当期の為替差損益として処理します。ただし、有価証券を時価で計上した場合の評価差額に含まれる換算差額は、当該評価差額に関する処理方法に従います。

<会計処理と法人税法上の取り扱い>

会計上の換算方法と法人税法上の換算方法の相違については、外貨建その他有価証券を除き、換算方法等を税務署長に届け出ることにより、取扱いを一致させることができます。次の表で区分を見ていきましょう。

外貨建資産等の区分		会計上の換算方法	法人税法上の換算方法
外国通貨			期末時換算法
外貨預金	短期外貨預金	決算時の為替相場により換算	期末時換算法（法定換算方法） 又は発生時換算法
	上記以外のもの		期末時換算法又は発生時換算法（法定換算方法）
外貨建債権債務	短期外貨建債権債務	決算時の為替相場により換算（ただし、旧商法による転換社債については、発行時の為替相場）	期末時換算法（法定換算方法） 又は発生時換算法
	上記以外のもの		発生時換算法（法定換算方法） 又は期末時換算法
売買目的有価証券		期末時価を決算時の為替相場により換算	期末時換算法
外貨建有価証券	償還期限及び償還金額のあるもの（満期保有目的）	取得原価又は償却原価を決算時の為替相場により換算	発生時換算法（法定換算方法） 又は期末時換算法
	償還期限及び償還金額のあるもの（満期保有目的外）（※）	期末時価を決算時の為替相場により換算（原則：換算差額は純資産の部に計上、例外：換算差額は当期の損益）	
	償還期限及び償還金額のないもの（株式）（※）	期末時価を決算時の為替相場により換算（換算差額は純資産の部に計上）	発生時換算法
	子会社株式及び関連会社株式	取得原価を取得時の為替相場により換算	

※会計上は「その他有価証券」です。

17 組織再編の会計

Q26. 「組織再編の会計」は、どのように取り扱うのですか？

企業結合会計及び事業分離会計に分けて考えます

- A. 組織再編とは、「合併」、「会社分割」、「事業譲渡」、「株式交換」、「株式移転」といった手法を使い、ある企業が他の企業を吸収したり、ある企業の一部門を分割してひとつの会社にしたりすることをいいます。会計上は、ある事業（または企業）と他の事業（または企業）とがひとつの報告単位に統合される企業結合と、ある企業のひとつの事業を分離して他の企業に移転させる事業分離に分けて考えます。

！ 企業結合会計

改正



- ・ 企業結合が行われた場合、結合企業に適用すべき会計処理は、企業結合の会計上の分類に基づき決定される。会計上の分類は、取得（一方の会社が他の会社を支配したと認められる企業結合）、共同支配企業の形成（共同支配となる企業結合）及び共通支配下の取引等（親会社と子会社、あるいは子会社と子会社の企業結合などグループ内の組織再編）である。
- ・ 結合企業が被結合企業から受け入れる資産及び負債は、企業結合が取得と判定された場合には時価を付し、それ以外の場合には被結合企業の適正な帳簿価額を付すことになる。時価を付すべき場合にも、一定の要件を満たす場合には、被結合企業の適正な帳簿価額によることができる。



！ 事業分離会計



- ・ 事業分離が行われた場合、分離元企業に適用すべき会計処理は、分離元企業にとって移転した事業に対する投資が継続しているかどうかに基づき決定される。
- ・ 投資が継続している場合（受取対価が株式のみで、その株式が子会社株式又は関連会社株式に該当する場合）には、損益は発生せず、投資が清算された場合（受取対価が現金の場合など）には、原則として、移転損益が発生する。



18 決算公告

Q27. 「決算公告」は、どのように取り扱うのですか？

株式会社は会社の決算を公開しなければなりません

A. 決算公告とは会社法の規定に基づき、決算内容に関する情報を債権者や投資家などに広く知らしめるために開示することをいいます。特例有限会社を除くすべての株式会社は定時株主総会の終結後、遅滞なく定款に定めた公告方法（官報、時事に関する日刊新聞紙、またはインターネット上に開示する）を用いて開示します。



- ・ 貸借対照表は公告しなければならない。
- ・ 公告方法が官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙である株式会社は、貸借対照表に記載され又は記録された情報を電磁的方法により公開することができる。その場合は、その要旨ではなく、貸借対照表そのものを開示する必要がある。

! 決算公告の方法

公告・公開の方法	公告・公開する決算書
官報又は日刊新聞紙	貸借対照表の要旨
インターネットによる公開	貸借対照表そのもの（5年間公開）

インターネット上への公開の具体的な手続きとキャッシュ・フロー計算書の取扱い

- ① 定時株主総会における計算書類の承認。
 - ② 貸借対照表を画像処理してホームページに掲載。
 - ③ 公告方法及び公告ホームページアドレスの登記。
- (注) なお、一度掲載した貸借対照表は5年間継続して掲載します。



19 資産除去債務

Q28. 「資産除去債務」は、どのように取り扱うのですか？

土壤汚染にかかる原状回復費用等を事前に負債計上する債務です

A. 会社で土地や建物を有しているケースは多々見受けられます。もしこれらの建物がアスベストを含んでいる場合や、工場等で土壤汚染が認められる場合は法令等でこれらを除去又は改良することが義務付けられています。

これら建物を解体する際や土地を改良する際などに、法令上の義務が生じる場合や、将来土地を売却する際は汚染した土地を原状回復しなくてはならないなどの契約上の定めがある場合は、これらの義務に対して発生する費用、つまりアスベストの撤去処分費用や土壤汚染にかかる原状回復費等を資産除去債務として、事前に負債計上する必要が出てくるのです。これら債務を資産除去債務といっています。



- ・有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じるその有形固定資産の除去に関する法律上の義務及びこれに準ずるものは、会社法上、資産除去債務として負債の部に計上しなければならない。
- ・企業会計においても「資産除去債務に関する会計基準」が公表されており、原則として平成22年4月1日以後開始する事業年度から適用されている。
- ・本指針における資産除去債務の取り扱いについては、今後の我が国における企業会計慣行の成熟を踏まえつつ、引き続き検討することとする。

！ 中小企業における取り扱い

「資産除去債務に関する会計基準」は、平成22年4月1日以降開始する事業年度から適用されていますが、これらは大企業向けの会計基準であり、現段階では中小企業には義務付けされていません。本指針においても今後の検討事項という位置づけになっており、任意適用となっています。

- ・石綿障害予防規則等で規定されているアスベスト建材の除去
- ・PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法で規定されているPCBの適切な処理
- ・土壤汚染対策法で規定されている特定施設廃止時の調査
- ・借地の場合の原状回復義務 など



Dr.Kのワンポイント解説

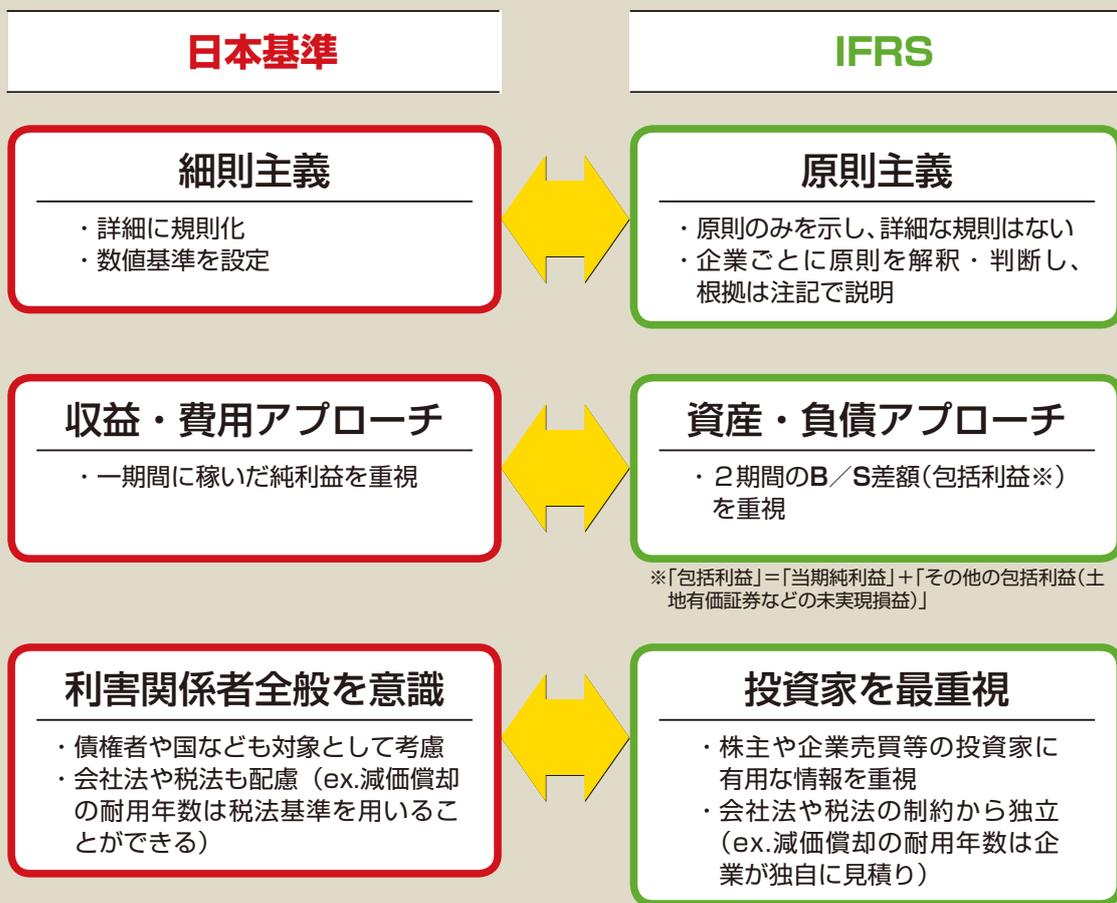
「IFRS（国際財務報告基準）」

IFRSは、「International Financial Reporting Standards」の略。ロンドンに本部を置く民間の会計基準設定主体であるIASB（国際会計基準審査会：International Accounting Standards Board）によって定められる会計基準で、投資家の意思決定に有用な情報提供を目的に開発されました。

IFRSの主な特徴は、「原則主義」、「資産・負債アプローチ」などがあります。

平成17年からEU域内の上場企業の連結財務諸表に対して強制適用が開始され、現在は100カ国以上で適用が強制もしくは許容されています。

日本基準とIFRSの違いとは？



上場企業における取り扱い

上場企業については、平成22年3月期からのIFRSの任意適用が開始となりました。強制適用は平成27年か平成28年としており、その判断については平成24年を目処に行われます。

中小企業（非上場企業）における取り扱い

中小企業を含む非上場の会社に対するIFRSの強制適用は、将来的にも全く想定されていません。ただし、大企業向けの会計がIFRSに近づくことによって、中小企業の会計にも影響が及ぶことがあります。

20 決算書の活用法

Q29. 決算書の有効活用が会社を元気にするって本当ですか？

決算書で自社の状態を把握でき、健全な経営がしやすくなります

- A.** 決算書のしくみを理解して、自社の状態を把握し分析することで、経営者としての判断が適確になります。また経営分析を行うことで、さらに会社の現状への理解が深まります。過剰な設備投資や借入などが、事業を圧迫してしまうことも多く見受けられるため、自社の財務状態を再度見直し、目標(将来・明日)を見据えた舵取りのために決算書を役立てましょう。

! こんなメリットがある!



21 経営分析

Q30. 経営分析は、どのように行えばいいですか？

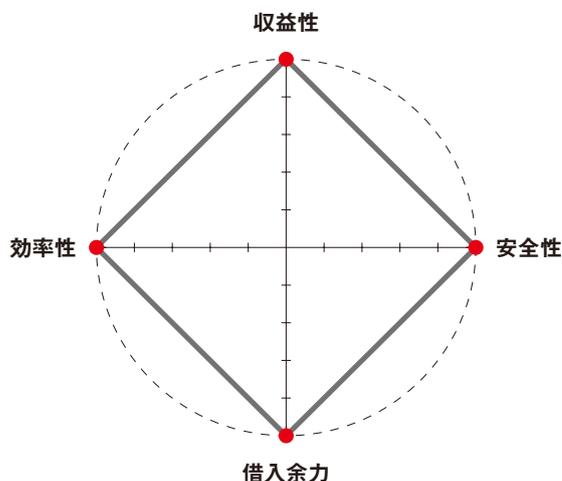
さまざまな側面から会社の状態を把握しよう

A. ここでは、会社の経営分析をする上で、大きく4つの側面から会社を捉えて、それぞれ1つずつの代表的な経営指標を紹介します。



<経営分析のレーダーチャート>
すべての側面で高水準を目指しましょう。

- 収益性：会社が成長・発展していくために必要な収益を獲得できているか。
- 効率性：会社に投下された経営資源が、どれだけ効率よく使われているか。
- 安全性：会社の財務状態がどのような構造で、どの程度安定しているか。
- 借入余力：会社がどのくらい借入する余力を有しているか。



代表的な経営指標

■会社の収益性を知る→売上高営業利益率

売上高に占める営業利益の割合で、会社が本業で儲ける力を表す指標です。いくら売上が増加しても、営業利益が増加しなければ良い経営とはいえません。この比率が高いほど、会社の稼ぐ力が高いと判断できます。

確認!



損益計算書

営業利益【 】	売上高【 】
-------------	------------

$$\text{売上高営業利益率} = \frac{\text{営業利益【 】}}{\text{売上高【 】}} \times 100 \div \text{【 】} \%$$

■会社の効率性を知る→総資本回転率

総資本（負債+自己資本=総資本→総資産と同じ）が売上という形で、何回1年間で回収されたかを表す指標です。少ない資産で売上を増加させることが目標であり、この数字が大きいほど効率的な経営が行われていると判断できます。



貸借対照表		損益計算書	
総資産 【 】	負債	費用	売上高 【 】
	純資産(自己資本)	利益	

$$\text{総資本回転率} = \frac{\text{売上高} \left[\quad \right]}{\text{総資産} \left[\quad \right]} \div \left[\quad \right] \text{回}$$

■会社の安全性を知る→自己資本比率

自己資本の総資産に対する割合であり、会社の財務体質が安定しているかどうかを表す指標として、銀行の融資審査などで頻繁に使われます。この比率が高いほど会社の財務の安全性は高いと判断できます。



貸借対照表	
総資産 【 】	負債
	純資産(自己資本) 【 】

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{純資産(自己資本)} \left[\quad \right]}{\text{総資産} \left[\quad \right]} \times 100 \div \left[\quad \right] \%$$

■会社の借入余力を知る→借入金月商倍率

有利子負債（短期借入金、長期借入金、社債）が1カ月の売上高の何倍あるかを表し、借入する余力があるかを示す指標として、銀行の融資審査などで使われます。この倍率が低いほど会社の借入する余力が高いと判断できます。



貸借対照表		損益計算書	
総資産	有利子負債 【 】	費用	売上高 【 】
	純資産(自己資本)	利益	

$$\text{借入金月商倍率} = \frac{\text{長・短期借入金} + \text{社債}}{\text{売上高}} \times 12 \div \left[\quad \right] \text{倍}$$



自社の経営指標の数字が算出できたら、それを同業他社と比較してみましょう。

同業他社と比較することによって自社の強みと弱みを正確に把握して、それを今後の経営戦略や事業計画に活かすことが大事です。ここでは、「中小企業実態基本調査に基づく経営・原価指標（平成21年発行（平成19年度決算））」から49～50ページに掲載した4つの経営指標の業種別平均値を抜粋しています。

「中小企業実態基本調査に基づく経営・原価指標（平成21年発行（平成19年度決算））」は、中小企業庁の「中小企業実態基本調査」の結果を加工分析して取りまとめたものであり、約11万社の決算データを集計し、財務上の主要な指標についてさまざまな比較を可能としたものです。

＜経営指標の業種別平均値＞

(単位：%)

売上高営業利益率 () %	建設業	製造業	情報通信業	運輸業	卸売業
	1.1	3.3	2.2	1.9	1.4
	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	サービス業	
	0.4	8.7	1.3	2.5	

(単位：回)

総資本回転率 () 回	建設業	製造業	情報通信業	運輸業	卸売業
	1.3	1.2	1.4	1.3	1.9
	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	サービス業	
	1.8	0.4	0.9	1.2	

(単位：%)

自己資本比率 () %	建設業	製造業	情報通信業	運輸業	卸売業
	33.0	37.7	38.3	28.9	31.0
	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	サービス業	
	23.8	23.8	10.3	25.5	

(単位：倍)

借入金月商倍率 () 倍	建設業	製造業	情報通信業	運輸業	卸売業
	3.0	3.8	2.7	4.3	2.0
	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	サービス業	
	3.3	15.1	10.4	4.6	

(出典「中小企業実態基本調査に基づく経営・原価指標（平成21年発行（平成19年度決算））」（同友館）



22 経営改善

Q31. 経営改善を行うには、どうすればいいですか？

分析結果を基に、実行しましょう

A. 経営分析の結果、会社の問題点を把握したら、その問題を改善する必要があります。流れとしては、下記ようになります。

- ① 現状把握 → 経営分析により現状を把握します。
- ② 課題抽出 → 問題点を、事業や商品別、顧客別に分析し抽出します。
- ③ 計画作成 → 改善計画を作成します。
- ④ 計画実行 → 改善計画を実行します。

経営分析において、4つの側面（収益性、効率性、安全性、借入余力）から指標を算出してみましたが、どのようにしたら、その指標が良くなるのかを考えてみましょう。

損益計算書 (P/L)

(単位:百万円)

項目	金額	
売上高		〇〇〇
売上原価		〇〇〇
売上総利益		〇〇〇
販売費及び一般管理費		〇〇〇
営業利益		〇〇
営業外収益		
受取利息	〇〇	
受取配当金	〇〇	
雑収入	〇〇	
営業外収益合計		〇〇
営業外費用		
支払利息	〇〇	
手形譲渡損	〇〇	
雑支出	〇〇	
営業外費用合計		〇〇
経常利益		〇〇
特別利益		
固定資産売却益	〇〇	
投資有価証券売却益	〇〇	
前期損益修正益	〇〇	
特別利益合計		〇〇
特別損失		
固定資産売却損	〇〇	
減損損失	〇〇	
災害による損失	〇〇	
特別損失合計		〇〇
税引前当期純利益		〇〇
法人税、住民税及び事業税		〇〇
法人税等調整額		〇〇
当期純利益		Q

損益計算書を
基に考えて
みましょう



損益計算書に
ついては
11ページを見れ
ばいいんだね



1 収益性を上げるには

営業利益は売上の中のどれくらいを占めているのか



売上高営業利益率

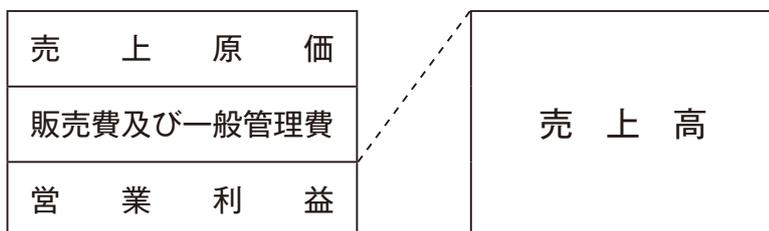
<売上高営業利益率を上げるためには>

- ① 「売上高」を増やす
- ② 「売上原価」並びに「販売費及び一般管理費」を減少させる
上記の2通りが考えられます。



① の場合、営業努力による販売高の増加はもちろん、売上単価を上げること、得意先構成の見直し（大口得意先による値引き等）などが考えられます。

② の場合、「売上原価」については、仕入価格及び製造原価が上昇していないかをチェックします。「販売費及び一般管理費」については、会社を維持するために必要な費用（固定費）は、本当に必要なのか？販売活動に要する費用（変動費）は売上の増加に対応して増加するのが普通ですが、変動費に対応した効果が出ているのか、人件費は適正か、というところをチェックする必要があります。



売上原価と販売費及び一般管理費を減少させれば利益率は上がるんだね

会社を維持するための費用

家賃・光熱費など
売上に関係なくほぼ一定額必要＝固定費



本当に必要かを見直す

人件費

給与・賞与など
金額は適正か余剰人員はないか



見直し

販売活動に関する費用

販売促進費など
売上の増減により変動＝変動費



下げる努力をする

改善点はありましたか？どんな手法を採るにしても、自社の状態をきちんと把握した上で行わないと、間違った方向に進んでしまうから気をつけないとね



2 効率性を上げるには

総資本はどれだけ回転しているのか



総資本回転率

会社は資本を投下して、その資本をもとに利益を獲得します。簡単にいうと、会社がお金を支払って商品を仕入れます。その仕入れた商品の原価に利益を上乗せして販売し、販売代金を回収します。この一連の流れを一回転とすればその回転の回数が多いほど、利益が多くなるといえます。したがって、総資本回転率を高めれば利益は上がるといえるでしょう。

➔ この回転を上げるには、売上債権の回収を速やかに行うこと、棚卸資産を過剰に持ちすぎないことなどが挙げられるでしょう。

3 安全性を高めるには

自己資本比率が高い会社は、借入等に頼らずに会社を経営しているといえます。

同業の2社を比較してみましょう。

A社			B社	
売上高	10億円	=	売上高	10億円
経常利益	1億円	=	経常利益	1億円
自己資本比率	40%	>	自己資本比率	20%

上記の図より考えられることは、B社の方がA社に比べて借入等に依存した経営をしているということ、また、借入等が多い分、金利変動の影響等を受けるということです。しかしながら、同じ経常利益になっているということは、B社は経費削減などに成功しているといえ、逆に、A社は経費が削減できていないのではないかと予測できます。

結論！

自己資本比率を高めるには、借入等に頼らない経営基盤を築くことが必要です。そのためには、過剰な借入等を行わない姿勢、利益を上げる（儲ける）ことによって自己資金の保有を高めていく姿勢等が大事になります。

4 借入余力を知る（借入金月商倍率）

有利子負債の圧縮は、金融コストの圧縮につながります。健全な経営を行うためには、会社の借入余力を正確に把握することも必要です。

借入余力があると、事業拡大や設備投資がしやすくなります。

23 資金繰り表

Q&A. 資金繰り表とは、どのようなものですか？

一般的に見積り資金計画表のことを指します

- A. 資金繰り表とは一般に、見積り資金計画表のことをいい、会社に入ってくる収入と会社から出ていく支出を見積り計上し、将来の資金の状況を把握するための表です。この資金繰り表は会社を運営していく上で、資金不足に陥らないようにするための重要な計画表といえます。これは必要性に応じて、日ごとや月ごとに作成する必要があります。万が一、資金繰り表から資金不足になることが予測されれば、それに対応するため事前に手を打つことができます。

「損益計算書で利益が出ているから大丈夫」ということはありません。利益が出ているでも売上代金の回収が遅れ、先行で仕入代金の支払いがあり、さらに利益数値とは関係のない借入金の返済が多くあったら、資金不足となる可能性が高まります。

「勘定合って銭足らず」のように黒字倒産にならないよう、資金繰り表を作成してみましょう。

<資金繰り表サンプル(月別)>

(単位：百万円)

項目		月別	4月	5月	6月	
①前月繰越			100	104	151	
経常収支	収入	現金売上	50	40	55	
		売掛金回収	20	30	10	
		手形取立額	5	5	8	
		その他計上収入	2	1	2	
	②経常収入合計			77	76	75
	支出	現金仕入	30	22	35	
		買掛金支払	15	10	20	
		手形決済	8	10	8	
		人件費	5	5	5	
経費支払		3	3	4		
支払利息		1	1	1		
その他経常支出		0	0	0		
③経常支出合計			62	51	73	
④経常収支差額②-③			15	25	2	
経常外収支	収入	短期借入	0	10	0	
		長期借入	20	0	0	
		手形割引	5	8	3	
		固定資産売却	0	10	0	
		その他収入				
	⑤財務収入合計			25	28	3
	支出	短期借入返済	4	4	4	
		長期借入返済	2	2	2	
		固定資産購入	30	0	0	
		その他支出				
⑥財務支出合計			36	6	6	
⑦経常外収支差額⑤-⑥			-11	22	-3	
次月繰越①+④+⑦			104	151	150	

資金繰り表を作成してみよう!

左ページを参考にして、実際に「資金繰り表」を作成してみましょう。フォーマットは、「中小企業会計のツール集」からダウンロードできます（詳しくは、3ページ、61ページを参照してください）。



< 資金繰り表 >

(単位: 百万円)

		年 月		年 月		年 月	
		予算	実算	予算	実算	予算	実算
前月繰越(金)				0	0	0	0
収入	現金売上						
	売掛金の回収						
	受取手形の期日入金						
	前受金の入金						
	その他の入金						
	収入合計	0	0	0	0	0	0
支出	現金仕入						
	買掛金の支払						
	支払手形の期日決済						
	未払金の支払						
	人件費の支払						
	その他の支払						
	支出合計	0	0	0	0	0	0
差引過不足		0	0	0	0	0	0
財務収支	借入						
	手形割引						
	設備投資						
	借入金返済						
次月繰越(金)		0	0	0	0	0	0

24 キャッシュ・フロー計算書

Q&A. キャッシュ・フロー計算書とは何ですか？

お金がどこから入って、どこへ出て行くのかを表す計算書です

- A. キャッシュ・フロー計算書とは、会社のお金の流れを営業活動・投資活動・財務活動のどの活動から会社に入ってくるのか（キャッシュ・インフロー）と、出て行くのか（キャッシュ・アウトフロー）に分けて表す計算書です。

「儲かったお金はどこへ消えた？」

この計算書の重要性は、たとえば会社が利益を出していても、直接現預金の増加額となるわけではなく、利益は出ていても借入金返済が多ければ、会社のお金は減る一方になることを考えれば理解できます。経営者のみなさんがよく言う「利益が出ているって言われるんだけど……お金がないんだよ」。キャッシュ・フロー計算書はまさしく、その悩みを払拭してくれる計算書なのです。

！ キャッシュ・フロー計算書の内容

I 営業活動によるキャッシュ・フロー

会社が本来の営業活動からどのくらいお金を得ているかを表しています。この数値がプラスなら、本来の営業活動でお金を生み出す力があることを意味しますが、マイナスになる、またはマイナスが続く場合には、本業でお金を生み出す力が弱くなり、資金不足を起こす可能性が高くなっていることを意味します。

記載内容

- 商品の販売による収入や仕入、経費の支払いのための支出によるお金の増減
- 売掛金、買掛金、受取手形、支払手形などによるお金の増減
- 投資活動・財務活動以外の取引によるお金の増減
- 法人税などの支払額

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

会社の将来の利益獲得のためにどのくらいお金を投資、または回収したかを表しています。この数値がマイナスの場合、積極的に設備投資などを行っている判断され、またプラスの場合、資産を処分してお金を得ていることを意味しています。

記載内容

- 有形固定資産などの取得又は売却によるお金の増減
- 有価証券（現金同等物を除く）などの取得又は売却によるお金の増減
- 新たな貸付や貸付の回収などによるお金の増減

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

会社の営業活動や投資活動を行うため、どのくらい資金を調達、又は返済したかを表しています。この数値がプラスの場合、積極的に借入れなどを増やしていることを意味しています。この数値がマイナスの場合、借入金などの返済が進み財務体質が強くなっていることを意味します。

記載内容

- 資金の借入れ、返済などによるお金の増減
- 増資などによるお金の増加
- 社債の発行や償還などによるお金の増減

IV キャッシュの増加・減少額（I + II + III）

V キャッシュの期首残高

VI キャッシュの期末残高（IV + V）

キャッシュ・フロー計算書を作成してみよう!

左ページを参考にして、実際に「キャッシュ・フロー計算書」を作成してみましょう。フォーマットは、「中小企業会計のツール集」からダウンロードできます(詳しくは、3ページ、61ページを参照してください)。

キャッシュ・フロー計算書

自平成〇〇年〇月〇日 至平成〇〇年〇月〇日



(単位:百万円)

項 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
(1)当期純利益(+)	
(2)非資金の費用項目	
1.減価償却費(+)	
2.諸引当金の増加(+)-減少(-)額	
(3)回収・支払サイト	
1.受取手形の増加(-)-減少(+)-額	
2.売掛金の増加(-)-減少(+)-額	
3.棚卸資産の増加(-)-減少(+)-額	
4.その他の流動資産の増加(-)-減少(+)-額	
5.支払手形の増加(+)-減少(-)-額	
6.買掛金の増加(+)-減少(-)-額	
7.前受金の増加(+)-減少(-)-額	
8.その他の流動負債の増加(+)-減少(-)-額	
9.その他の固定負債の増加(+)-減少(-)-額	
10.利益処分による役員賞与の支払(-)額	
(Iの計)	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
1.有価証券の購入(-)-売却(+)-額	
2.短期貸付金の貸付(-)-回収(+)-額	
3.土地の購入(-)-売却(+)-額	
4.減価償却資産の増加(-)-減少(+)-額	
5.建設仮勘定の増加(-)-減少(+)-額	
6.無形固定資産の増加(-)-減少(+)-額	
7.投資有価証券の購入(-)-売却(+)-額	
8.長期貸付金の貸付(-)-回収(+)-額	
9.その他の固定資産の増加(-)-減少(+)-額	
10.繰延資産の増加(-)-減少(+)-額	
(IIの計)	
フリーキャッシュ・フロー(I+II)	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
1.短期借入金の増加(+)-減少(-)-額	
2.長期借入金の増加(+)-減少(-)-額	
3.社債の増加(+)-返済(-)-額	
4.増資(+)-額	
5.自己株式の取得(-)-処分(+)-額	
6.剰余金の配当の支払(-)-額	
(IIIの計)	
IV キャッシュの増加・減少額(I+II+III)	
V キャッシュの期首残高	
VI キャッシュの期末残高(IV+V)	
検算(貸借対照表の現金及び預金)	

25 事業計画書

Q84. 事業計画書の作り方を教えてください

事業計画書は会社の理念や目標を定める会社のシナリオです

- A. 本指針を基に作成した決算書を利用し、事業計画書で損益計画を行ってみましょう。計画は立てるだけでなく、どのくらいその計画が実行されたかを検討することも、とても重要です。事業計画書の様式例を見てみましょう。

！ 事業計画書の様式例

< 事業計画書サンプル >

(単位：百万円)

	20年3月期		21年3月期		22年3月期		23年3月期		24年3月期		25年3月期		備考
	前々々期 (%)	前々期 (%)	前々期 (%)	前期 (%)	当期 (%)	翌期計画 (%)	翌々期計画 (%)						
売上高	600	100	800	100	1,000	100	1,200	100	1,500	100	2,000	100	
売上原価	300	50	400	50	500	50	600	50	750	50	1,000	50	
売上総利益	300	50	400	50	500	50	600	50	750	50	1,000	50	
販売費及び一般管理費	250	42	300	38	350	35	400	33	500	33	650	33	
(うち人件費)	70	12	85	11	100	10	120	10	150	10	200	10	
(うち減価償却費)	30	5	25	3	20	2	25	2	35	2	50	3	
(うちその他経費)	150	25	190	24	230	23	255	21	315	21	400	20	
営業利益	50	8	100	13	150	15	200	17	250	17	350	18	
営業外利益	10	2	10	1	10	1	15	1	20	1	30	2	
営業外費用	30	5	40	5	50	5	60	5	80	5	100	5	
経常利益	30	5	70	9	110	11	155	13	190	13	280	14	
特別利益	0	0	0	0	10	1	10	1	10	1	10	1	
特別損失	0	0	10	1	15	2	10	1	10	1	10	1	
税引前当期純利益	30	5	60	8	105	11	155	13	190	13	280	14	
法人税、住民税及び事業税	10	2	25	3	45	5	60	5	75	5	110	6	
当期純利益	20	3	35	4	60	6	95	8	115	8	170	9	
参考													
減価償却費	30	5	25	3	20	2	25	2	35	2	50	3	
借入金残高	150	25	200	25	250	25	275	23	300	20	250	13	

事業計画書を作成してみよう!

左ページを参考にして、実際に「事業計画書」を作成してみましょう。フォーマットは、「中小企業会計のツール集」からダウンロードできます（詳しくは、3ページ、61ページを参照してください）。



< 事業計画書 >

(単位：百万円)

	〇〇年〇〇月期	〇〇年〇〇月期	〇〇年〇〇月期	〇〇年〇〇月期	〇〇年〇〇月期	〇〇年〇〇月期	備考
	前々々期 (%)	前々期 (%)	前期 (%)	当期 (%)	翌期計画 (%)	翌々期計画 (%)	
売上高							
売上原価							
売上総利益	0	0	0	0	0	0	
販売費及び一般管理費							
(うち人件費)							
(うち減価償却費)							
(うちその他経費)	0	0	0	0	0	0	
営業利益	0	0	0	0	0	0	
営業外利益							
営業外費用							
経常利益	0	0	0	0	0	0	
特別利益							
特別損失							
税引前当期純利益	0	0	0	0	0	0	
法人税、住民税及び事業税							
当期純利益	0	0	0	0	0	0	
参考	減価償却費						
	借入金残高						
参考指標	売上高営業利益率	%	%	%	%	%	
	総資本回転率	回	回	回	回	回	
	自己資本比率	%	%	%	%	%	
	借入金月商倍率	倍	倍	倍	倍	倍	
[特記事項]							

経営お役立ち情報



！ 中小企業の会計ツール集

中小企業庁のホームページから、この冊子の中に掲載されている  マークのついた様式例がダウンロードできます。特に、キャッシュ・フロー計算書は、2期分の決算書を入力すると自動的に作成されます。ツール集を活用して、経営にお役立てください。

http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/kaikei_tool.html

ダウンロードできるツール	本冊子の対応ページ
①貸借対照表の様式例	10ページ
②損益計算書の様式例	12ページ
③株主資本等変動計算書の様式例	14ページ
④個別注記表の様式例	16ページ
⑤代表的な経営指標（出力用）	49-51ページ
⑥資金繰り表の様式例	56ページ
⑦キャッシュ・フロー計算書の簡易作成ツール（出力用）	58ページ
⑧キャッシュ・フロー計算書の簡易作成ツール（入力用）	58ページ
⑨キャッシュ・フロー計算書の簡易作成ツールの入力の仕方	58ページ
⑩事業計画書の様式例	60ページ

！ 経営自己診断システム（独立行政法人中小企業基盤整備機構作成）を活用しよう

入力するだけで、自社の財務状況がより詳細に確認できます。

<http://k-sindan.smrj.go.jp/>

当システムにアクセスし、自社の主要な財務データを入力すれば、自社の①財務分析、②国内同業種中小企業中の位置づけ、③経営危機度が表示されます（利用料無料、登録不要です）。

なお、データは有限責任法人CRD協会に蓄積されている約127万社以上、デフォルトデータ17万社以上の中小企業の財務データを用いております。

①決算書項目内容入力画面



・ 自社の決算書項目（26項目）を入力してください。

②総合診断結果画面



・ 財務分析が行われ、自社の値と業界の値を比較します。
・ 診断結果は、5項目27指標で表示されます。

③資金繰り診断結果画面



・ 安全性に着目して自社の値を業界標準やデフォルト（倒産）企業の値と比較します。
・ 経営危険度診断を行い、「安全」「警戒」「危険」の3段階で結果を表示します。

④個別指標解説画面



・ 各個別指標における対策・判断基準等の解説を表示します。



「中小企業の会計 34問34答」索引

●主な会計用語

会計	p.04	税金費用・税金債務	p.34
決算	p.04	税効果会計	p.35
決算書	p.05	一時差異	p.35
記帳	p.06	純資産	p.37
貸借対照表	p.09	自己株式	p.37
損益計算書	p.11	会計参与制度	p.38
株主資本等変動計算書	p.13	収益・費用	p.39
個別注記表	p.15	発生主義・実現主義	p.39
金銭債権	p.17	費用収益対応の原則	p.39
デリバティブ(金銭債権)	p.17	リース取引	p.41
貸倒損失・貸倒引当金	p.19	所有権移転外ファイナンス・リース取引	p.41
有価証券	p.21	リース期間定額法	p.42
棚卸資産	p.23	外貨建取引等	p.43
経過勘定等	p.25	期末時換算法・発生時換算法	p.43
固定資産	p.26	組織再編、企業結合会計、事業分離会計	p.44
減価償却	p.26	決算公告	p.45
定率法・定額法	p.26	資産除去債務	p.46
圧縮記帳	p.28	IFRS(国際財務報告基準)	p.47
固定資産の減損	p.28	売上高営業利益率	p.49
ソフトウェア	p.28	総資本回転率	p.50
ゴルフ会員権	p.28	自己資本比率	p.50
繰延資産	p.29	借入金月商倍率	p.50
金銭債務	p.30	経営指標の業種別平均値	p.51
デリバティブ(金銭債務)	p.30	資金繰り表	p.55
引当金	p.31	キャッシュ・フロー計算書	p.57
退職給付債務・退職給付引当金	p.33	事業計画書	p.59
中小企業退職金共済制度	p.33	経営自己診断システム	p.61
特定退職金共済制度	p.33		



Accounting of Medium-sized and Small Companies

「中小企業の会計 34問34答」入手方法

- 各地域の経済産業局
- 各地域の商工会、商工会議所
- 中小企業団体中央会
- 中小企業支援センター

などで入手できます

また、中小企業庁の広報冊子ご請求画面からダウンロードしていただくか、ご請求（送料・発送スケジュール等の条件あり）ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/pamfssystem/pamfssystem.html>

支援情報を知りたい方へ

次のアドレスから経営の一助となる様々な情報が入手できます。
定期的にご覧になってください。

●日本商工会議所	http://www.jcci.or.jp/
●全国商工会連合会	http://www.shokokai.or.jp/
●全国中小企業団体中央会	http://www.chuokai.or.jp/
●全国商店街振興組合連合会	http://www.syoutengai.or.jp/
●(独)中小企業基盤整備機構 (J-NET21)	http://j-net21.smrj.go.jp/
●日本税理士会連合会	http://www.nichizeiren.or.jp/
●日本公認会計士協会	http://www.hp.jicpa.or.jp/
●(社)中小企業診断協会	http://www.j-smeca.jp/

今後とも、より一層みなさまにとって活用しやすいパンフレットの作成に努めてまいりますので、このパンフレットについてお気づきの点がございましたら、中小企業庁財務課までご連絡頂ければ幸いです。

【注】このパンフレットの作成は、中小企業庁財務課の監修のもとで、中田哲也税理士事務所が行っております。
【編集】：(株)クレッシェント 【デザイン】：ピットイン

中小企業庁財務課

〒100-8912 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1
TEL : 03-3501-5803 FAX : 03-3501-6868
中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp/>
Eメールアドレス qqocbh@meti.go.jp